

平成25年第1回飛騨市議会定例会議事日程

平成25年3月5日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第6号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案第7号	飛騨市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案第8号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第5	議案第9号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第6	議案第10号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第7	議案第11号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第8	議案第12号	飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
第9	議案第13号	飛騨市保健センター条例の一部を改正する条例について
第10	議案第14号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第11	議案第15号	飛騨市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例について
第12	議案第16号	指定管理者の指定について(飛騨市釜崎屋内ゲートボール場)
第13	議案第17号	飛騨市育英基金条例の一部を改正する条例について
第14	議案第18号	飛騨市スポーツ施設条例及び飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第15	議案第19号	古川国府給食センター利用組合規約の変更について
第16	議案第20号	指定管理者の指定について(飛騨市文化交流センター)
第17	議案第21号	指定管理者の指定について(飛騨市友雪館)
第18	議案第22号	財産の無償譲渡について(飛騨市流葉ふれ愛センター)
第19	議案第23号	飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について
第20	議案第24号	飛騨市企業振興条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第25号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
第22	議案第26号	飛騨市商工業振興資金利子補給条例を廃止する条例について
第23	議案第27号	指定管理者の指定について(地域交流センター船津座)
第24	議案第28号	数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第25	議案第29号	平畦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第26	議案第30号	稲越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第27	議案第31号	元田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第28	議案第32号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第29	議案第33号	漆山辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第30	議案第34号	茂住辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第31	議案第35号	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第32	議案第36号	飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について
第33	議案第37号	飛騨市農業支援協議会条例について
第34	議案第38号	飛騨市新規就農者支援基金条例の一部を改正する条例について
第35	議案第39号	飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例について
第36	議案第40号	飛騨市地鶏育成施設条例を廃止する条例について
第37	議案第41号	指定管理者の指定について(飛騨市地域交流施設香愛ローズガーデン)
第38	議案第42号	指定管理者の指定について(飛騨市林業総合センター)
第39	議案第43号	指定管理者の指定について(万波牧場)
第40	議案第44号	財産の無償譲渡について(古川町笹ヶ洞廻り洞地内分収造林地)
第41	議案第45号	財産の無償貸付けについて(飛騨市地鶏育成施設)

日程番号	議案番号	事 件 名
第42	議案第46号	財産の無償貸付けについて(飛騨市高品質堆肥製造施設)
第43	議案第47号	飛騨市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
第44	議案第48号	指定管理者の指定について(三之町まちづくりセンター)
第45	議案第49号	平成24年度飛騨市一般会計補正予算(補正第5号)
第46	議案第50号	平成24年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第4号)
第47	議案第51号	平成24年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第2号)
第48	議案第52号	平成24年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
第49	議案第53号	平成24年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第50	議案第54号	平成24年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
第51	議案第55号	平成24年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第52	議案第56号	平成24年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計補正予算(補正第1号)
第53	議案第57号	平成24年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算(補正第1号)
第54	議案第58号	平成24年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第3号)
第55	議案第59号	平成24年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
第56	議案第60号	平成24年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第3号)
第57	議案第61号	平成25年度飛騨市一般会計予算
第58	議案第62号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第59	議案第63号	平成25年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
第60	議案第64号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計予算
第61	議案第65号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計予算
第62	議案第66号	平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算

日程番号	議案番号	事 件 名
第63	議案第67号	平成25年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第64	議案第68号	平成25年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
第65	議案第69号	平成25年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
第66	議案第70号	平成25年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
第67	議案第71号	平成25年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
第68	議案第72号	平成25年度飛騨市情報施設特別会計予算
第69	議案第73号	平成25年度飛騨市給食費特別会計予算
第70	議案第74号	平成25年度飛騨市水道事業会計予算
第71	議案第75号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
第72		一般質問

## 本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第6号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第7号	飛騨市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第8号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第9号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第10号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第11号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第12号	飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第13号	飛騨市保健センター条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第14号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第11	議案第15号	飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第16号	指定管理者の指定について(飛騨市釜崎屋内ゲートボール場)
日程第13	議案第17号	飛騨市育英基金条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第18号	飛騨市スポーツ施設条例及び飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第19号	古川国府給食センター利用組合規約の変更について
日程第16	議案第20号	指定管理者の指定について(飛騨市文化交流センター)
日程第17	議案第21号	指定管理者の指定について(飛騨市友雪館)
日程第18	議案第22号	財産の無償譲渡について(飛騨市流葉ふれ愛センター)
日程第19	議案第23号	飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第24号	飛騨市企業振興条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第25号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第26号	飛騨市商工業振興資金利子補給条例を廃止する条例について
日程第23	議案第27号	指定管理者の指定について(地域交流センター船津座)
日程第24	議案第28号	数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第25	議案第29号	平畦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第26	議案第30号	稲越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第27	議案第31号	元田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第28	議案第32号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第29	議案第33号	漆山辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第30	議案第34号	茂住辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第31	議案第35号	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第32	議案第36号	飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について
日程第33	議案第37号	飛騨市農業支援協議会条例について
日程第34	議案第38号	飛騨市新規就農者支援基金条例の一部を改正する条例について
日程第35	議案第39号	飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例について
日程第36	議案第40号	飛騨市地鶏育成施設条例を廃止する条例について
日程第37	議案第41号	指定管理者の指定について(飛騨市地域交流施設香愛ローズガーデン)
日程第38	議案第42号	指定管理者の指定について(飛騨市林業総合センター)
日程第39	議案第43号	指定管理者の指定について(万波牧場)

日程第40	議案第44号	財産の無償譲渡について(古川町笹ヶ洞廻り洞地内分収造林地)
日程第41	議案第45号	財産の無償貸付けについて(飛驒市地鶏育成施設)
日程第42	議案第46号	財産の無償貸付けについて(飛驒市高品質堆肥製造施設)
日程第43	議案第47号	飛驒市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第44	議案第48号	指定管理者の指定について(三之町まちづくりセンター)
日程第45	議案第49号	平成24年度飛驒市一般会計補正予算(補正第5号)
日程第46	議案第50号	平成24年度飛驒市国民健康保険特別会計補正予算(補正第4号)
日程第47	議案第51号	平成24年度飛驒市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第2号)
日程第48	議案第52号	平成24年度飛驒市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
日程第49	議案第53号	平成24年度飛驒市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第50	議案第54号	平成24年度飛驒市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
日程第51	議案第55号	平成24年度飛驒市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第52	議案第56号	平成24年度飛驒市個別排水処理施設事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第53	議案第57号	平成24年度飛驒市駐車場事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第54	議案第58号	平成24年度飛驒市情報施設特別会計補正予算(補正第3号)
日程第55	議案第59号	平成24年度飛驒市水道事業会計補正予算(補正第2号)
日程第56	議案第60号	平成24年度飛驒市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第3号)
日程第57	議案第61号	平成25年度飛驒市一般会計予算
日程第58	議案第62号	平成25年度飛驒市国民健康保険特別会計予算
日程第59	議案第63号	平成25年度飛驒市後期高齢者医療特別会計予算
日程第60	議案第64号	平成25年度飛驒市介護保険特別会計予算
日程第61	議案第65号	平成25年度飛驒市簡易水道事業特別会計予算
日程第62	議案第66号	平成25年度飛驒市公共下水道事業特別会計予算
日程第63	議案第67号	平成25年度飛驒市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第64	議案第68号	平成25年度飛驒市農村下水道事業特別会計予算
日程第65	議案第69号	平成25年度飛驒市個別排水処理施設事業特別会計予算
日程第66	議案第70号	平成25年度飛驒市下水道汚泥処理事業特別会計予算
日程第67	議案第71号	平成25年度飛驒市駐車場事業特別会計予算
日程第68	議案第72号	平成25年度飛驒市情報施設特別会計予算
日程第69	議案第73号	平成25年度飛驒市給食費特別会計予算
日程第70	議案第74号	平成25年度飛驒市水道事業会計予算
日程第71	議案第75号	平成25年度飛驒市国民健康保険病院事業会計予算
日程第72		一般質問

○出席議員(17名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田	中	清	安彦
3番	洞	口	和	憲正
4番	野	村	勝	彦
5番	後	藤	和	正彦
6番	福	田	武	彦
7番	菅	沼	明	郎
8番	内	海	良	次
9番	森	下	真	子
10番	高	原	邦	子
11番	谷	口	充	希
12番	天	木	幸	男
13番	葛	谷	寛	徳
14番	山	下	博	文
15番	池	田	寛	一
16番	籠	山	恵	子
17番			美	

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山	本	幸	一
教育長	福	田	幸	博
代表監査委員	小	倉	孝	文
総務部長	水	上	雅	廣
財政課長	藤	井	義	昌
教育委員会事務局長	沖	村	三	千
企画商工観光部長	岩	塚	泰	一
環境水道部長	谷	澤	敦	男
市民福祉部長	石	腰		子
農林部長	飯	島	昭	豊
基盤整備部長	沢	之	向	憲
消防長	川	上	清	光
病院管理室長	谷	口	富	秋
国体推進室長				之

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野	村	重	昭
書記	竹	原	美	香

平成25年第1回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

No.	質問者	質問事項	備考
1	池田 寛一 (新生飛政会)	1. 地域・組織・産業の活性化について 2. 少人数学級と少人数指導の成果について 3. 有償運送事業ポニーカーシステムの課題について	5日 午前
2	高原 邦子 (新生飛政会)	1. 職員の健康管理について 2. 地方分権改革に対する考え 3. 防災教育でたくましい子に	〃
3	前川 文博 (新生飛政会)	1. 先端科学学園都市構想について 2. 消雪装置の今後の展開と除雪対応について	5日 午後
4	洞口 和彦 (新生飛政会)	1. 地元企業への支援について 2. 戸市山林購入に関する損害賠償請求事件の請求棄却について	〃
5	福田 武彦 (ひだ市政クラブ)	1. 「市民の未来につながる」第二次政策総点検の総括と予算への反映について	〃
6	内海 良郎 (ひだ市政クラブ)	1. 企業訪問及び商工・観光団体との意見交換会より 2. 農業支援センターの設立とその役割について	6日 午前
7	中嶋 国則 (ひだ市政クラブ)	1. 鷹狩・鮎ノ瀬保育園の跡地利用について 2. 空き家対策について 3. 民生・児童委員の表彰について	〃
8	田中 清安 (ひだ市政クラブ)	1. 第2次総合計画について 2. 治水対策について	※6日 午前・午後
9	野村 勝憲	1. 自然を生かした観光開発について 2. 環境をキーワードに産業創出し地域ブランドの確立	6日 午後
10	籠山 恵美子	1. 経済的弱者に福祉灯油券の発行を 2. 市産材を使用した住宅建築に補助し、内需拡大の促進を 3. 飛騨市の顧問弁護士の解任を求める	〃
11	山下 博文	1. 飛騨市民病院の経営方針 2. 山之村地区に一時保育の開設を 3. 飛騨市の農業振興について	〃

※時間の関係で場合によっては、午前と午後の質問となる議員がいます。

( 開議 午前10時00分 )

◆開議

◎議長 (天木幸男)

本日の出席議員は全員であります。執行部では、中野会計管理者が欠席であります。それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程および質疑・一般質問の発言予定者は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長 (天木幸男)

日程第1、会議録署名議員の指名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により1番、前川文博君、2番、中嶋国則君を指名いたします。

◆日程第2 議案第6号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から

日程第71 議案第75号 平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

日程第72 一般質問

◎議長 (天木幸男)

日程第2、議案第6号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、日程第71、議案第75号、平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの70議案を一括して議題といたします。70議案の質疑と併せて、これより日程第72、一般質問を行います。

それでは、これより通告順に発言を許可いたします。最初に16番、池田寛一君。

[16番 池田寛一 登壇]

○16番 (池田寛一)

おはようございます。久しぶりにトップバッターで質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

先週の土曜日に、生涯学習推進大会および人権講演会が開催されました。大変良い話を聞かせていただきました。講師の宮本先生がこんなことを言っておられました。「やれやれと言われて、やる気の出る子はいないだろう」と。なるほどと思って聞かせていただきましたが、今日は私も「やれやれ」ではなくて、執行部の方からやる気のでるような、そんな内容にしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

昨年の8月に総務省が発表しました、住民基本台帳に基づく人口動態調査によりますと、日本人の総人口は1億2,665万9,683人と前年に比べて26万3,727人減少となっております。3年連続で前年を下回り、過去最大の減少数であるということです。このように日本の人口が減少傾向に転じ、岐阜県においては死亡した人の数が

出生者数を上回る自然減少と、転出者の数が転入者を超える社会減少が重なり、先の国勢調査では26,000人の減少となっております。

今朝も新聞に載っておりましたが、転出が転入を上回るという現象が8年連続しているということでございます。飛騨市におきましても同様に、年間400人を超えるような人口減少が続く中で、市長も常々おっしゃっておられますように、特に転出者の数が転入者を超える現状を改善することが大変重要な課題ではありますが、なかなかその策を見出せていないのが現状でもあります。

昨年のデータでは、転入者数474人に対し、転出者数は679人とその差は205人の社会的現象となっております。新年度の政策の中に、人口減少・少子化対策として、第2子を半額、第3子を無料とする保育料の見直しがあります。子育て世帯の家庭にとりましては、大変助かる制度です。産み育てたいという気運につながることを大いに期待したいと思います。第2次政策総点検を総括し、新年度に反映させた25年度政策方針を中心に次の事項について伺います。

一つ目に、地域・組織・産業の活性化について伺います。まず、再生可能エネルギーについてです。新年度予算に、再生可能エネルギーへの取り組みとして、個人住宅の太陽光発電システム設置に対する補助金、また、木質燃料を使った薪ストーブ等の購入に対する補助金が計上してあります。環境対策、経済効果、長年低迷が続いている山林の活用等が大いに期待されるところであります。

一方、飛騨市の中山間地という地形や自然環境を考えますと、小水力発電は大変有望なエネルギーであり、精力的に検討すべきと考えますが、本格的な調査をして取り組む考えはないか伺います。

岐阜県では「清流の国ぎふづくり」を推進する中で、清流を守り、活かし、伝えていく取り組みを行っています。ホームページを開いてみますと、本年2月16日中津川市、17日恵那市を会場に、小水力発電の普及につなげていくため、行政、団体、企業、学校、法人などが全国から集まり、第3回全国小水力発電サミットin岐阜が開催されたところであります。今回のサミットでは、「清流とともに暮らす 自然エネルギーによる地域自治を目指して」をテーマに、清流の恵みとともにある暮らしに感謝し、自然エネルギーと地域自治について議論が行われています。

このサミット開催の趣旨を次のように捉えてありました。古来より、川の流れは絶えることなく、私たちに恵みをもたらしてきた。水の恵みは農耕には欠かせないものであり、近代産業も当初は水力による動力・発電によって支えられてきた。そして、水の恵みを活用するためには、それぞれの地域で暮らしてきた先人達の並々ならぬ努力があった。2011年3月11日の東日本大震災、そして、それに伴う原発事故により自然エネルギーの重要性が増している。2012年7月には、固定価格買取制度が導入され、自然エネルギーの普及が期待されている。清流の恵みを活用することは、清流とともに暮らしてきた先人の知恵に敬意を払い、そして、地域の資源を自分たちが活用するとい

う自立の精神を取り戻すことであるとうたわれています。

県内でいち早く小水力発電に取り組んできた、郡上市白鳥町の石徹白地区には、全国各地から年間500人の見学者が訪れているということでもあります。地域には活気が生まれ、小水力発電の取り組みに呼応するかのようになり、若い主婦らが地元食材を使ったカフェや特産品の開発、インターネットでの空き家情報提供など、さまざまな試みが立ち上がりました。そして平成11年だけで、県内外から4世帯9人が移住してきたとのことでもあります。

この小水力発電に取り組むNPO法人の副理事長は、「エネルギーを自分たちでつくる生活は今や最先端である。石徹白に限らず、中山間地で暮らす価値は必ず見直されるはず」と語っています。

今回、中嶋議員からも市内の空き家対策について質問があるようですが、大きな視点に立った質問を期待しているところであります。古川、河合、神岡を問わず、街中の空洞化、郡部の限界集落の増加など飛騨市の現状を考えると、110世帯270人が暮らす標高700mの豪雪地域、石徹白地区の取り組みは、大いに見習うべき事例であると思います。また、太陽光発電と木質燃料暖房器具等は個人住宅に対する支援であり、自然エネルギーとしての効果や、山林の資源としての価値が見直される契機になると考えられます。

県内でも多くの自治体が小水力発電に取り組んでいます。タイミングがとても大切だろうと思います。岐阜県が「清流の国ぎふづくり」を推進している今こそ、25年度の政策方針に掲げる、地域・組織・産業の活性化のために、県と一体となって取り組むことを提案いたしますが、市長の見解を伺います。

◎議長（天木幸男）

池田議員に申し上げますが、2番について今やっていたきたい。

○16番（池田寛一）

2点目に、障がい者就業体験支援事業についてお伺いいたします。

いよいよ、特別支援学校の開校が間近となりました。保護者の皆さんの熱い思いが市を動かし、県を動かし、学校が建設されるという大きな事業へとつながりました。ご家庭の皆様には本当に感慨深いことだろうと思います。この学校で将来に向けての力をつけて、自立の第一歩を踏み出してほしいと願っております。

新年度予算に、障がい者就業体験支援事業として、就業体験受入先の企業に対する支援制度を創出するとありますが、この事業を通じ子供たちも、受け入れる企業側もお互いが体験することによって、本格的な雇用の場へとつながっていくことを期待するものでありますが、市の見解を伺います。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（天木幸男）

市長、井上久則君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

皆さん、おはようございます。今日、明日と11名の議員の皆様の質問に、それぞれお答えさせていただきたいと思います。今日は1番目に、池田議員の質問でございます。再生可能エネルギーについて、私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

私はエネルギー調達の多様性は必要不可欠であると考えており、低炭素社会の実現に向けて、できることは積極的に事業展開してまいりたいと考えているところでございます。議員ご提案の小水力発電に関しましては、県による調査事業が神岡町石神用水と宮川町三川原用水で行われており、この3月に調査結果を報告いただく予定になっております。

この報告により、採算性等々が確保されることが確認されれば、石神用水については、既に事業化されております県営中山間事業と併せて事業化を図る所存でございます。また、三川原用水におきましては、石神用水の稼働状況を踏まえて事業化を検討してまいりたいと考えているところでございます。

県では新年度より、地産地消型スマートコミュニティ展開の可能性調査として、小水力発電など再生可能エネルギーを活用するため、各種新エネルギーと観光・地域振興、防災などを組み合わせた次世代型エネルギーインフラの導入を検討されることとなりましたが、当市といたしましても、県政策の方向性に共調できる部分は多々あろうかと思われまので、積極的に県と連携を図りながら、事業化の道を探ってまいりたいと思っております。

なお、岐阜県において小水力発電の推進に伴います協議会が設立されておりまして、飛騨市もその協議会に加入して進めていることも付け加えさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（天木幸男）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

皆様、おはようございます。それでは、2点目の障がい者就業体験支援事業についてお答えいたします。

飛騨吉城特別支援学校の校舎も完成に近づき、学校の準備室では4月9日の開校式に向け、2月20日には入学予定者の保護者に対し入学説明会が開催されるなど、着々と準備が進められています。入学予定者は22名であり、内訳につきましては小中学部で11名、高等部で11名となっています。高等部の11名のうち、3名は他市からの生

徒でございます。

議員ご質問の、来年度計画しております障がい者就業体験支援奨励金交付事業は、特別支援学校に在学している障がい者の就業体験を受け入れた事業所に対して、就業体験奨励金を交付するものであります。例えば、飛騨吉城特別支援学校の高校生が、対象者が他市の高校生であってもでございますが、市内事業所へ就業体験を行う時には、その就業体験を受け入れる事業所に奨励金を交付するものであります。

また、高山市の飛騨特別支援学校へ通っている飛騨市の高校生が、高山市内の事業所において就業体験を行っても、受け入れた事業所に対し奨励金を交付することになります。

いわゆる、この制度には、飛騨市の事業所に、障がい者雇用についての理解を深めていただき、障害者の雇用環境の整備を図っていただきながら、雇用へと結びつけていくことと合わせ、飛騨吉城特別支援学校だけではなく、飛騨市以外の特別支援学校に入学している飛騨市民である高校生が、就業しようとする意欲を持って就業体験をすることに對し支援することの2つのねらいがあります。

飛騨市としましては、飛騨吉城特別支援学校の開校に伴い、今回の事業の整備を皮切りに、障がい福祉関係者、就労関係者等からなる飛騨市自立支援協議会において、障がい者雇用をはじめ、障がい者福祉向上のための施策を提議してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○16番（池田寛一）

ありがとうございました。小水力発電のことで少しお聞きしたいと思います。県で県内の適地を調査されたということで、その箇所数が挙げてあります。県内では14市町村が対象で、33カ所が可能地であるという調査がされたということですが、この中に高山市は2カ所該当しているということが載っておりました。飛騨市の場合は、直接県の方で調査されたということはあるですか。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（飯島昭憲）

お答えします。飛騨市に関しましては、先ほど市長答弁にもありました石神用水路と三川原用水路ということで、この2カ所を県の方で。これは全て、予算については県の方で100%持って調査をされたということでございます。

○16番（池田寛一）

ありがとうございました。岐阜県は、全国トップクラスの可能地が多い県だということで期待をしております。ぜひ、精力的に取り組んでほしいと思います。

この小水力発電には、いろいろな発電機の方式があるようですが、この飛騨市の場合には結構急峻な地形があって、そういったことで大きな電力も得られるということも考え

ておりますが、例えば流れの緩やかな箇所にも結構全国的には設置してあります。例えば、瀬戸川の水を使って木製の水車を稼働させるような方式も、これまた観光面からも非常に魅力的かと思いますが、そんなことについていかがでしょうか。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

飛騨市の今進めております2カ所につきましては、先ほど答弁させていただいたとおりで、この3月に調査結果が出ますので、その時にもどういった発電方式が可能だということも分かってこようかと思っておりますので、それはそれとして進めてまいりたいと思いますし、今ほど出ましたいろんな発電方式があるわけでございます。例えば、農業用水を使った街灯一つ分の発電をする小さいものから、いろんなものがあるわけでございますけれども、この辺につきましては今後のまちづくりの中で、検討ができるものであれば検討をしてまいりたいと思いますが、今ここで、すぐ瀬戸川にどういったものを設置してどうだということにつきましては未定でございますが、今から国もいろんな形の中でいろんな事業を模索しながら発表してくるのではないかと思いますので、それらに対応しながら進めていく所存でございますのでよろしく願いいたします。

○16番（池田寛一）

ぜひ、そういったまちづくりの中での検討もお願いしたいと思いますし、できれば市民からアイデアを募集するとか、そういったこともやられると市民の機運にもつながっていくのではないかと思います。

岐阜県議会でも、この小水力発電の普及を促進するために、徹底した規制緩和を求めて意見書を提出されておりますが、将来的に緩和されていくだろうと思います。そういったことで是非とも、飛騨市に合った自然エネルギーだと思っておりますので取り組みをお願いしたいと思います。

それから、木質燃料の活用ですが、これだけ山林の意欲が衰退されている中で、非常に私は期待をしております。山の価値というものも見直されるのではないかと思います。この暖房器具に対する補助を計上してありますが、どれくらいの基準になっているのか伺いたいと思います。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□農林部長（石腰豊）

ただ今のご質問でございますが、平成25年度に木質燃料ストーブということで、購入補助の実施を予定しております。予算規模につきましては、1機当たり大体10万円ということで、10台を見込んでいただいております。これにつきましても、ストーブ自体安いものから高いものまでございますので、下限上限を設けまして、ある程度私どもの意に沿った物の購入をしていただくということで進めているところでござい

す。

○16番（池田寛一）

ありがとうございました。この再生可能エネルギーにつきましては、何と云いましても郡上市の石徹白地区の例にありますように、市内外からも移住者が現実的にあるということがありますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それから、障がい者就業体験支援事業についてですが、先ほど22名程対象になるというようなお話でした。企業側の受入れ体制と申しますか、そういったことについては十分話し合いがなされているとは思いますが、どれくらいの企業さんが該当になるのか分かればお聞きしたいと思ひますし、この事業に対して企業への基準となる交付金の額の決め方が分かればお願ひしたいと思ひます。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

この交付金につきましては当然、受け手側がいなければ成立しないことですので、この3月議会でこういった事業をお認めいただければ、早速、事業者の皆さんに説明をしまひて、できるだけ多くの方にお引き受けしていただくような形をとりたいと思ひます。また、事業者の方に特別支援学校へ視察に行つていただくということも考へていかなければならないというふうには思ひます。先生方の話も聞いていただきながら、どういった体験ができるかというメニューを作つていただき、それに基づいてやらなければならぬと思ひます。大変難しいことだと思ひますし、先生方のご意見もしっかり聞いてやらなければならぬと思ひますので、これは新しい学校が開校して、早速取り組みたいと思ひます。

そして、どれくらいの規模のことかということ、1人の方をもし体験に出したとすると、例えばですけど1人必ず付き添ひが必要というようなことを聞いておりますので、その方がOBの方、現職の方、いろんな考へ方があるかと思ひますけれども、要は日当に値する、そういったものを行政側として補助を出して、企業の方に迷惑がかからないようなシステム作りができればということで、こういった補助金の交付要綱を作つていきたいと思ひますので、これからしっかりと対応していきたいと思ひます。

○16番（池田寛一）

ありがとうございました。今年スタートの年でありますので、いろんな難しいことが多々あるかと思ひますがよろしくお願ひします。それでは、2番目の質問に入らせていただきます。

少人数学級と少人数指導の成果について、教育長にお伺ひいたします。勉強やスポーツなど、様々な分野において飛騨市の子供たちの頑張りが表れていることを大変うれしく思ひます。

また、古川小学校が習熟度別指導による成果が認められ、平成24年度の県優秀校に

選ばれたことは大きな喜びであります。このことは、もちろん先生方の指導と努力があつてのことではあります。何といたしても子供たちの頑張る姿が認められた結果であらうと思います。

これまで行われてきました小学校の少人数学級と、中学校における少人数指導は具体的にどのような効果が出ているか。また、25年度は小学校、中学校それぞれに、拡充・拡大に伴う予算が計上されております。私は、学力向上ばかりが教育ではないと考えておりますが、こういう指導方法が不登校対策やいじめ防止にもつながっていく効果はあるか。また、子供の側からはどのような声が上がっているか。

また、学校生活で一番大事なことは、子供たちが喜んで学校へ行けることではないかと思ひます。そのために、今回の取り組みも含めていろいろな工夫をし、さらに子供たちを伸ばしていただきたいと思ひますが、見解をお伺ひいたします。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

おはようございます。それでは、小学校少人数学級と中学校少人数指導の成果について述べさせていただきます。

飛騨市では、平成21年度より独自に小学校3年生を35人学級編制として取り組み、本年度で4年目です。ちなみに本年度の古川小学校3年生児童数は115人で、国の基準では3学級であるところ、市の施策によって4学級となり、1学級あたり38人となるところが29人となって、2年生に引き続いてのきめ細かい個に応じた指導が徹底できています。

特に、昨年11月、議員を委員長とされての市議会総務常任委員会での学校視察によって確認していただきましたように、仲間の話を目を見て最後まで黙って聞く、結論に理由を付けて話すという2つの姿が、一人一人に確実に身に付いてきています。

一方、少人数指導については、小中学校ともに実施されていますが、中学校においては、数学と英語の2教科で1学級を習得と活用の2コースに分け、それぞれの実態、段階に応じた指導を展開しています。この取り組みの中で、特に飛騨市では終末の確かめの問題を全員が解決できるように重点を置いているところが大きな特徴です。

これらの取り組みの結果、この1月末、最近ですけれども市として実施した国語、算数・数学、理科の標準学力テストにおいて、全小中学校で、全教科の基礎、活用ともに前年度より伸びが見られ、また、25項目のうち、16項目で全国平均を上回りました。

そこで、これらの取り組みの成果をもとに、25年度は新たに、小学校少人数学級を4年生において35人の学級編制を計上いたしました。これは、県が25年度、来年度より小3を35人学級編制とする予定としたことから、市としては、さらに独自で学年を4年生に拡大し、3年生までの35人学級編制での成果をより伸ばしていくというも

のでございます。なお、25年度は古川小学校4年生が該当いたします。

また、少人数指導におきましては、中学校でのスーパー少人数指導事業を計上しています。これは、これまで理解が不十分な生徒に対して、きめ細かな指導ができるように少人数指導を行ってきましたが、これに加え、理解の優れている生徒により高い学力が身に付くよう、中学校の数学において、市独自の指導員を配置するものです。すなわち、従来の対象コースの習得・活用に、プラス「発展コース」を設け、よりきめ細かな指導の徹底によって更なる学力の向上を図り、一人一人の進路選択を充実させていくことがねらいです。

児童生徒からも少人数学級、少人数指導の評価を定期的に取り、指導方法の改善に結びつけていますが、「丁寧で分かりやすい」、「質問しやすいし、そばへ行ってすぐに教えてもらうことができる」、「一人で問題が随分と解けるようになってきた」、「確かめに丸を付けてもらえることが家庭学習や自主学習にもつなげて取り組めるようになってきた」等、成果を実感する児童生徒が80%を超えています。

次に、不登校対策やいじめ防止に関わっての効果を簡単に述べさせていただきます。まず学力調査結果ですが、一人一人の児童生徒に担任が丁寧に説明し、それぞれ伸びている力と伸ばしたい力、そして、その手立てを示すことにより、将来への目標づくりに生かすことを最大の目的にしています。すなわち、見えやすい学力としての知識、理解、技能だけではなく、見えにくい学力としての思考力、判断力、関心、意欲、態度等、総合的な学力を踏まえての指導です。このような指導の積み重ねが、成就感と自己存在感を育て、結果として、不登校児童生徒もこの3年間で3分の1になってきていますし、いじめ問題も調査と相談をこの1月にも実施しまして、2月現在の報告件数はゼロとなっています。

とかく、学力テストに代表されますように、見えやすい学力というのは表に出がちですけれども、見えにくい学力が人間形成の土台であることを強く認識して、その指導に努めなければならないと考えております。

今後の取り組みにつきましては、まずは、先に述べさせていただいた4年生少人数学級とスーパー少人数指導、そして、教育研究所の組織、機能を充実させることを願っての教科指導員と教育相談員を配置する予算計上をさせていただいていますので、学力向上、不登校ゼロ、いじめの根絶、そして、そのための教師の指導力の向上に努める精一杯努める所存です。

スーパー少人数につきましては、例えば「英語でも」とは願っておりますが、来年度、数学で成果を上げることが第一です。成果なくしての次はありませんので、厳しい受け止めをしながら、来年度に向かっていきたいと思っています。以上、答弁とさせていただきます。

〔教育長 山本幸一 着席〕

○16番（池田寛一）

非常に効果が出ているということで大変喜んでおります。一つ、お伺いしたいと思えます。不登校問題というのは大きな学校ばかりではなく、小さな学校であっても現実的にあると思うのです。ですから、大きい学校につきましては少人数にしてという効果が非常に出ていると思うのですが、もともと小さな学校につきましては、なかなか難しい部分もあろうかと思いますが、その辺りはどのように捉えておられるかお伺いいたします。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

小規模校につきましては、学級そのものが少人数学級という捉えの中で、ただ、家庭、地域、学校が一体となってその子を見守っていくというような体制が第一だと思っております。学級の中での少人数だからこそその人間関係の構築というものを重要視していきたいということでございます。

○16番（池田寛一）

ありがとうございました。先の土曜日の講演会でも宮本先生がおっしゃいましたが、いろんな子がいる中で、その子に適した学習方法が一番大事だということをおっしゃっておられました。そういう意味でも、大きなものから分散した形での学習は非常に効果があるのではないかと思います。

昨年、総務常任委員会で、先生方とのいじめ問題を対象とした交換会を実施しました。その前に1時限だけ授業を見させていただきました。私は一つの教室を最後まで見させていただいたのですが、確か6人くらいの児童さんが算数を習っていたと思うのです。私が聞いていても非常に分かりやすいと思って聞きました。授業が終わってから、廊下でいろんな掲示物を見ておりましたら、その子供たちが私の所へ来まして「最後まで見ていただいてありがとうございました」と言って、お礼を述べました。非常にびっくりしたと同時に、感心をいたしました。勉強だけではなく、そういった方にも非常に良い子に育つ、そういう効果があるのではないかと思いますので、今後ともよろしく願いをしたいと思えます。

それでは次に3番目ですが、有償運送事業ポニーカーシステムの課題についてお伺いいたします。

合併前の平成15年11月、旧河合村と宮川村で車の運転ができないお年寄りを、住民がボランティアでマイカーを使い移送するというサービスが開始されました。これは、高齢者の足を確保することを目的に特区申請を行い、構造改革特区として認定されたものであります。本来なら二種免許が必要ですが、事故対策センターでの適性診断等を受けることによって、一般住民が移送業務を行えることになっております。

利用対象者は65才以上の方と免許を持たない成人で、事前に会員登録し河合、宮川

地内に限り、一回につき利用者は100円で移送サービスが受けられるというシステムであります。現在300人前後のお年寄りが登録をされております。利用実績は発足当初は年間1,700人程度でありましたが、平成23年度のデータでは3,000人を超えております。自宅まで迎えに来てくれることから、バス停まで歩く必要もなく、足腰の弱い高齢者には大変喜ばれております。また、家族にとっても仕事を休まなくても、お年寄りが買い物や診療所へ行くことができることで、このポニーカーシステムは大変ありがたいという声を多く聞いております。

現在、北飛騨商工会が運行主体となって業務を行っておりますが、いろんな課題も多く、次の事項について市の考えを伺いたいと思います。

まず、運転手の確保についてです。ポニーカーの運転手は登録制となっており、河合、宮川町内で平成24年度の登録者数は13人でした。しかし、実質的に対応できるドライバーは、1人～2人というのが現状です。どうしてもドライバーの確保ができない時は、商工会の職員が対応するというのもあって、そうしますと本業の業務に支障が出ることもあり大変苦慮されております。

利用者は前日までに予約をし、事務局が前もって運転手を手配するという仕組みになっておりますが、なかなか確保しにくいという現状があります。これは、運転手の都合がつかないということだけが理由ではなく、仕事内容の割には収入が少ないことも要因となっているようです。

3年前の改正で、運転手1日につき市から200円を加算したということですが、あまり効果は出ていないようであります。仮に、お年寄り1名を乗せて例えば河合の診療所まで往復した場合、行政からは1回500円×往復分2+200円ということで、1,200円が運転手の賃金となる計算になります。利用者の100円は、市に入るとのことでございます。距離は1kmでも10kmでも変わりません。診察が終わるまで待てば、半日仕事になることもあります。一旦帰って、再度迎えに来ようとするれば、現在のように燃料が高騰していることもあり、なかなか割に合わないというのが正直なところではないかと思えます。もちろん登録されている運転手の皆さんは、ボランティア精神をモットーに行われておりますが、さらに待遇を改善することによって運転手不足の解消とサービスの向上が図られ、やりがいにもつながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

◎議長（天木幸男）

もう1点、質問して下さい。引き続いて。

○16番（池田寛一）

そして二つ目に、福祉的要素との関係についてです。利用者の対象が、原則として健全なお年寄り、また、免許のない方となっているようではありますが、中には手助けが必要な方からの依頼があれば断れないということも現実にあるようです。

その場合、資格のない者が対応することとなります。このように、今後ますます福祉

的な要素が絡んでくることが予想されますが、その対策についての見解も伺いたと思います。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

おはようございます。最初に私の方から、運転手の確保について答弁させていただきます。

昨年12月25日、ポニーカーシステム有償運送事業を受託しております北飛驒商工会と市関係部局との会議を開き、事業の現状と課題、その対策について協議を行っております。

本事業の大きな課題は、議員ご指摘のとおり運転手不足であり、運転手の確保に向け、ポニーカー制度の説明および運転手募集チラシを全戸に配布するとともに、飛驒市ケーブルテレビや、地元区長会において呼びかけを行ってまいりました。その結果、5名の運転手を確保することができ、先月13日には講師を招いて有償運送等運転者講習会を実施したところでございます。

また、運転手の輸送対価については、燃料高騰による負担軽減を図るため、現行100円の利用料金を値上げし、運転手に還元することを検討したらどうか。また、不足している運転手の確保と利用料金の見直しについて、利用者の声もお聞かせいただいたらどうかという関係者協議を受け、今年2月7日には利用者アンケートを実施したところでございます。

今後、お聞かせいただいた利用者の声を参考に、本事業が安定して継続運営できるよう、改善に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（天木幸男）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、議員ご質問に2点目でありますポニーカーシステムの福祉的要素との関係についてお答えいたします。

国土交通省が示す「過疎地有償運送の登録に関する処理方針について」によりますと、ポニーカーシステムの利用対象者は「当該地域内の住民及びその親族、当該地域内に存する官公庁、病院その他の公共的施設を利用する者、その他当該地域において日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要があるものとする」となっております。したがって、手助けが必要な方に対して、ポニーカーシステムで有償運送することについて道路運送法上、問題があるわけではないと考えております。

一方で、介護認定を受けられた方で、非常に体が不自由である場合については、ポニーカーでは対応できないということがあります。そうした場合、一般的には、介護度をはじめ、その方を取り巻く様々な環境等により異なることはございますが、訪問介護や看護、デイサービス等の各種在宅サービスを受けることができます。必要であれば医療機関へ通院等される場合には、介護タクシーも利用されておりますし、診療所においては訪問診療を実施していただいているところであります。

ご質問のケースが、体がどの程度不自由な場合のことかが不明ではありますが、利用される方の状況によりましては、家の中から車まで、介護保険制度によるホームヘルパーの介助も考えられます。

さらに制度としましては、有償運送や訪問介護事業所等の許可等を受けた上で、訪問介護員等による自家用車自動車有償運送事業、これは福祉有償運送と言いますけれども、もあります。これは、訪問介護サービスを提供する訪問介護員等が、その自家用自動車を使用して要介護者等を輸送することができるものであります。しかし、利用者は一定の基準を満たし、要介護認定者や障がい者等に限定されております。

このようにいくつかの方法が想定される場所ではあります。利用者が限定されるサービスもありますし、まだ市内には提供されていないサービスもありますので、現存するサービスの中から、その方に適したサービスを選択願えればと考えております。

さて国は、高齢者人口の増加等による様々な環境変化に対応するため、在宅医療、在宅介護の推進を掲げています。施設中心の医療、介護から、可能な限り住み慣れた生活の場において必要な医療、介護サービスが受けられ、安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指すとしております。

そのためにも、12月議会でご説明しました地域包括ケアシステム構築に向け、今後国も様々な動きがあると思っております。市としましては、住民の皆様の声を聞きながら、サービスと負担の観点も考慮し、関係機関、各種団体等と連携し、ボランティア活動や地域での互助、共助も含めて、地域特性に合った仕組みづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○16番（池田寛一）

ありがとうございました。介護度やいろんな段階があつてあれですが、特に要支援の微妙な度合いに位置する方の対応が難しいのではないかと思います。今、ヘルパーさんをお願いすることもできるようなお話でしたが、そういった場合の助成ということは可能になるのでしょうか。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。ホームヘルパーの方を利用しようとすると、介護認定を受けた形

になります。そうなりますと、介護制度の中で決められた報酬に基づいての制度となり、本人の負担は1割ですので、例えば1,000円かかれば、100円はご本人が負担していただいて、介護保険制度の中で残りを負担するという制度の中で運営されることになりますので、改めて市の助成をそこにとすることは考えてはおりません。

○16番（池田寛一）

そうなりますと、現在は北飛騨商工会が運行主体でやっているわけですが、運転手さん以外にそういったヘルパーさんをお願いして利用した場合に、個人の負担として介護保険の方からということはあると思うのですが、同じ車に介護ヘルパーさんと2人というところで、商工会の方との絡みとか、そういったことの問題はないのですか。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。そういうことがございますので、この運用につきましては北飛騨商工会の方がそういう事業を、また新たにポニーカー制度の中でしていくかということをお話ししていかないと、やはり難しいことがあると思いますので、先ほど答弁で述べましたように事業者、そして関係者と協議しながら、制度の中にそういう制度をまた組み入れていくかどうかということも含めた形で考えていくべきだろうと考えます。

○16番（池田寛一）

ありがとうございました。おそらく、これからそういった方が増えていく傾向にあると思いますので、その辺をよく運行主体をされております商工会の方とも話をしていたきながら進めてほしいと思います。

先ほど、総務部長からアンケートを行ったとありました。その一部についてちょっとお聞きしたのですが、現在の利用者の100円負担から、例えば200円にするとか、そういったことについては、結構多くの方が「それでもいいよ」という返事があるようなことも聞いております。それから、利用者の意見としていくつかあるのでご紹介したいと思います。「買い物で荷物が多い時などはバスの乗車は大変だし、ポニーカーでありがたい」、「自宅からバス停まで坂道で冬は歩けない」そんな方もおられます。「ポニーカーがないと診療所に行くことができません」、「歯医者さんとか整形外科などが町内になので、古川町までポニーカーで利用できればうれしい」というような意見もあります。それから、現在は土日が対象になっていないのですが、土日も使えるようにしてほしいというような意見もあります。運転手さんに対しては「親切で、行きたい所まで行けて非常にありがたい」、「運賃が上がるくらいは何とないし、タクシーは私達にとっては高いので、今の100円は安すぎるのではないかと、そんな意見も出ておりました。参考にしてください。

新年度の政策方針の中に、シルバー世代の生きがいと自律ということで掲げてあります。ぜひ、前向きな検討をしていただきますように期待をしながら、質問を終わらせて

いただきます。ありがとうございました。

〔16番 池田寛一 着席〕

◆休憩

◎議長（天木幸男）

ここで暫時休憩といたします。10分間、11時5分といたします。再開は、11時5分でございます。

（ 休憩 午前10時56分 再開 午前11時05分 ）

◆再開

◎議長（天木幸男）

休憩を解き、会議を再開いたします。それでは、次に11番、高原邦子君。

〔11番 高原邦子 登壇〕

○11番（高原邦子）

議長より発言のお許しを頂きましたので、一般質問いたします。

先月17日に、神岡振興事務所で基盤の仕事をされていた田中和也さんが亡くなりました。まじめな方で、いろいろな要望や相談事にも丁寧に対応して下さっていました。残念でなりません。

どんな組織でも人で動いております。飛騨市も例外には漏れません。大切な職員が欠けるということは、飛騨市にとって大きな損失であると思います。ただ、上司は仕事だけ見ているのではなく、人間として健康面や精神的バックアップも必要ではないかとの思いから、次の4点について質問いたします。

1番目、市長は今回の悲しい出来事をどのように受け止められ、感じられたのでしょうか。2番目、全職員の健康診断はどのような方法でなされているのでしょうか。3番目、全職員の有給休暇の取得状況はどのようになっているのでしょうか。4番目、職員の健康管理に対する市のスタンスはどのようなものなのでしょうか。5番目、今後、職員の健康管理についてどのように取り組んでいかれるのかを伺います。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、高原議員の質問にお答えさせていただきます。職員の健康管理につきましては、1点目は私が答えさせていただきます。2点目以降は総務部長が答えますのでよろしく願いいたします。

今回の悲しい出来事をどのように受け止めているかということでございます。これは、

飛騨市のために志を同じくして一生懸命取り組んできた仲間が、47歳という若さで他界したということにつきましては、悔しくて悲しくて残念でなりません。二度とこのようなことがないことを祈るわけでございます。

一方、こういった健康管理につきましては、後ほど総務部長が言うかもしれませんが、私もこういったことがないように、職員の健康管理につきましては常日頃、部長会等でお願いをしているわけでございますが、さらにこういったことに気を付けていかなければならないと強く感じたわけでございます。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

2点目以降、私の方でお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、全職員の健康診断はどのような方法で行っているのかというご質問ですが、事業主であります市は、職員に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。合併以来、飛騨市民病院と委託契約を結び、全職員の健康診断を実施しております。内容といたしましては、定期健診、医師の診察・胸部レントゲン等でございますけれども、そのほかに人間ドック、オプションによる健診などを行っております。

また、個人によっては、高山赤十字病院や久美愛厚生病院などでの人間ドックを受けており、そのような場合は、健診結果を提出させるようにしております。

続きまして、全職員の有給休暇の取得状況についてのご質問でございます。正職員につきましては、平成23年分の実績で一人あたり5.5日を取得しております。参考まででございますが、平成18年では5.0日、平成19年では4.3、平成20年では5.2、平成21年では5.6、平成22年では5.8となっております。また、臨時職員につきましては8.9日という結果となっております。

次に、職員の健康管理に対する市のスタンスはどのようなものかというご質問でございます。良好な健康状態を保ちながら仕事を進めるためには、労使が共に努力や配慮をする必要があります。

職員自身に課せられた健康保持義務と、任命権者に課せられた健康配慮義務があります。そのような労使関係を背景に、職場における健康とは、身体的、精神的に良好な状態だと認識しております。

健康管理における市のスタンスといたしましては、その2つの要素を満たすために健康管理を推進していかなければならないと考えております。健康管理を進めることで、病気休暇を下げ、結果としては行政サービスの向上につながるものと考えております。

次に、健康管理についてどのように取り組んでいくかのご質問でございます。先ほど申し上げましたように、身体的健康面では、法的義務でもあります健康診断を継続し

ていく必要があります。

精神的健康では、メンタルヘルスが重要だと考えております。現在も、基本的には毎月1回の管理職と職員との面談を行い、職務上の悩みや相談事を受け、早期な対応を心がけているところでございます。

また、職員一人一人がストレスの状況を確認するために、厚生労働省ホームページで紹介されております「5分でできるストレスチェック」を活用し、セルフチェックの推進を図っているところでございます。加えて、休職中の職員の職場復帰への不安をどれだけでも和らげることができるよう、再度、病気休職とならないための職場復帰支援制度を平成23年度から創設し、活用しております。

今後とも、健康管理について職員と市の両者が意識して進め、市民に対し、より良い行政サービスの提供に努めていかなければならないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

○11番（高原邦子）

ありがとうございます。再質問させていただきます。

市民病院と提携し、また個人的には赤十字、久美愛病院で人間ドックもある。全職員がこういった人間ドックに入っているのかということと、個人的に赤十字人間ドックにかかった人への支援というか、その費用の助成はされているのでしょうか。まず、その1点をお聞きしたいと思います。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

お答えいたします。ドックについて、正職員につきましては本人負担もでございます。市の方では1万円までは負担しておりまして、共済組合の方でも負担していただいております。

もう1点、ドックの割合でございますけれども、ドックにつきましては全員ではございません。希望者のみ受けていただいている状況でございますので、よろしく願いいたします。

○11番（高原邦子）

有給休暇の5.5日ということですが、これは有給休暇平均何日分のうちの5.5なのでしょう。

□総務部長（小倉孝文）

お答えいたします。有給休暇につきましては、年間20日ということが基準になっておりますのでよろしく願いいたします。

○11番（高原邦子）

やはり、人間ドックなのですが希望者ということ。人間ドックを職員が受けている

割合、全職員の。どれくらいですか。

□総務部長（小倉孝文）

手持ちの資料がございませんので、後ほど報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○11番（高原邦子）

やはり、若い人が亡くなったということで、私はぜひ人間ドックに皆さん入ってほしいと思います。そうしますと、個人の負担もあります。でも、個人の負担は、個人に早期発見、そういったことを啓蒙して何とぞ人間ドックに一度は入るように、年に1回体を見てもらうようにしていってほしいと思いますが、その点について市はどのように考えますでしょうか。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

先ほど総務部長がお答えしたとおりのことを、もう一度申し上げますが、職員に対しましては市民病院で定期健診を受けていただいております。これにつきましては、医師の診察、胸部レントゲン、尿検査、血液検査、聴力検査、心電図、それに加えて年齢が40歳以上とか、女性の方につきましては特定検診ということで職員を対象にした検診を受けております。それ以外に、人間ドックという制度があるわけでございますが、これは正職員の 경우에는 共済組合の補助が基本的に2分の1でございます。したがって、数万円かかるわけでございますが、その半分は共済組合で、さらに市としましては定期健診を超えたものの検診になるわけでございますので1万円を補助しまして、残りにつきましては個人が負担をしていただくということで、1万円か2万円が個人負担になるわけでございます。

市としましては、人間ドックにつきましてはできるだけ個人の希望の中で受けていただくように指導をしているわけでございますが、先ほど申しました定期健診と人間ドックとの検査の項目の中で、大きな開きがあるわけではございません。基本的には定期健診を受けていただいて、特定の箇所疾患とか問題がある方については、今度は正規の治療という形で受けていただくことが本来といいますか、市が進めている健診の方法でございますのでよろしくお願いいたします。

○11番（高原邦子）

分かりました。肉体的には、診断は市民病院と連携していろいろ定期健診をしている。そうしますと、今度はメンタルの面ですが、なかなかメンタルな面は分かりにくい。そこは先ほども言いましたように、上司の方がいろいろ目配りをして悩んでいないとか、いろんなことを把握することが大事で、そのために上司はいるのではないかと私は思っております。なかなか大変だと思った時に、適材適所ではありませんけれども、役回りを変えてやるとかそういった配慮はしていくべきだと思います。くれぐれも今回の件が

そうだとやっているわけではありませんので、誤解のないようにお願いします。

やはり、こういった若くして亡くなられた。お子さんも小さい。職員さんも家に帰ればお父さんであり、お母さんであるわけです。そんな人たちの健康を気にかけていくのも、上に立つ者ではないかと思えます。今、平均20日ある有給の中で、消化しているのは5日くらいだということです。ぜひ、リフレッシュ休暇とかそういったものをしっかりと取ってもらう考えはないでしょうか。人数が少なくなってきた、行財政改革の中で仕事上大変だと思うのですが、もう少し長期といいますかリフレッシュ休暇を取っていただくという方に持っていく考えはないでしょうか。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

先ほど、総務部長が有給休暇の取得状況につきまして報告させていただきました。23年で5.5日という時間があるわけですが、飛騨市の場合には時間外勤務手当をなるべく支払わないということの中で、代休制度を設けていただいております。土日や夜間仕事等があった場合については、代休を取っていただくということでありまして、今回の5.5日というのは、代休制度を超えたところで有給休暇をとられたところが5.5日ということですので、実際、土日や平日の出勤日についてももう少し休んでみえるような状況にあるわけですが、そうした中で、職員の健康管理につきましては労働保険といいますか、労働条件の中で最重要課題だと思っておりますので、できるだけ休暇を取っていただく。また、長期の休暇が必要な場合については、できるだけ取っていただくということにつきましては、今後の政策としても進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○11番（高原邦子）

今、代休を取っているからと言われましたけれども、代休はやはり時間外とか日曜や休日出勤とか、そういったものに対するの休暇です。有給休暇とは、私は異なる性質のものではないかと思うのですが、副市長、その辺いかがでしょうか。

□副市長（白川修平）

そのことを前提に、報告を申し上げたつもりでおります。

○11番（高原邦子）

ぜひ、本当にリフレッシュして、ストレスというのはどんな人でもたまりますので、すから、何とぞ職員の体のことを心配してやっていっていただきたいと思ひます。では、次の質問に移らせていただきます。地方分権改革についての考えを質問いたします。

以前から、地方分権の必要性についてはいろいろ認識されてきましたが、平成7年に成立した地方分権推進法から地方分権は大きな政治課題として位置づけられ、議論されてきました。いろいろな改革の中には有名な、平成16年から18年に実施された三位一体改革のように地方税財政改革もありました。3兆円の地方への税源移譲と同時に、

およそ5. 1兆円の地方交付税の削減もなされました。平成21年の政権交代後、全国知事会や市長会からの要望も検討し、長い名前ですけれども「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」すなわち、第1次一括法を成立させました。その後も政府は、地域主権戦略会議を開き検討を行い、そして第2次義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲について具体的な措置を示し、第2次一括法を成立させました。このように、地域分権改革が進んできていることを基に質問いたします。

一つ目、わが市のような中核市や大都市の範疇に属さない、一般市に条例委任された法律は18法律13項目となっていますが、施行期日に向けて飛騨市に關係するものは全て上程し終えているのか伺います。二つ目、今回県から権限が移譲されるものもありますが、それに対しての準備や対応はどのようになっているのか伺います。三つ目、飛騨市も合併以来、行政改革の推進で職員が削減されている現状があります。その現況にあって、移譲される事務に対する負担は小さくないのではないのでしょうか。その点はどうのような認識でしょうか。四つ目、権限を委譲された事務を円滑に執行するための人員、予算等の検討、必要な例規等の整備や審査基準、処分基準の設定が必要となってくるのではないのでしょうか。その点に対する考えはどのようになっていますか伺います。五つ目、県、国など上級官庁とのすり合わせなど協議を必要とするものがあつたと思いますが、実際はどのようなものであつたのか伺います。六つ目、地方分権が進むということは、自治体の自主性を強化し、自由度の拡大が図られる一方、職員の更なるレベルアップが必要となってきます。その点に対する対応する施策はそのようなものでありますか、伺います。七つ目、<sup>ひびきょう</sup>畢竟するに地方分権への流れに対して飛騨市はどのような考えの下、目標、対策を講じているのでしょうか。そして、地方分権は飛騨市にとってどのようなメリットがあるのでしょうか伺います。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは、地方分権改革についての考え方、第1点目でございます。飛騨市に関する条例の上程状況についてご説明いたします。

ご存知のとおり、平成24年3月第2回定例会において議決されました、飛騨市公民館条例の一部を改正する条例を最初とし、同年12月第7回議会定例会、そして今般の平成25年第1回定例会におきまして上程しております、飛騨市市営住宅管理条例の一部を改正する条例まで含めまして、これまで改正案件が5件、新規制定案件が9件、合計14件の条例を上程し、今回上程の条例をもって、当市に関する全ての関係条例の制定および改正が完了することになります。

続きまして第2点目、権限移譲に対する準備、対応について説明いたします。権限移

譲につきましては、これまでも市にとって必要かつ有益な事務であれば積極的に受入れ意向を示し、処理事例が皆無に近い事務、市民サービスの低下につながらない事務であれば現状維持というように、各担当部署において具体事務ごとに権限移譲による事務の受入れに関し、有効性および適正性を判断した上で手続きを進めております。なお、実際に権限移譲されることとなった事務については、県などの関係機関との調整を図りながら、適宜事務引継ぎを行い、該当事務の受入れを行っているところでございます。

続きまして、行政改革に伴い人員の削減による負担増、予算の検討、必要例規・基準の整備、県などの関係機関との協議について説明いたします。

議員ご指摘のとおり、進む地域主権改革、地方への権限移譲によって、職員の業務量が増加している点は否めません。先ほども申しましたように、条例の制定改廃手続に伴う例規整備および審査、そして地方分権、権限移譲により取り扱うこととなった各種業務に伴う予算措置手続き等、関連する業務が新たに生じ、当然これらの業務は各部署職員が担当し、処理しているところでございます。

例規整備につきましては、各担当部署における日々の業務の中で、県など関係機関からの情報確認、近隣自治体との情報交換を行いながら、漏れのないよう細心の注意を払って進めております。また、上位機関からの情報等につきましても単に待っているだけでなく、積極的に情報提供を呼びかけるよう働きかけております。幸い、県では、担当部署レベルごとに、地域主権改革に関する説明会を開催し、必要な例規整備について案を示すなどのご協力をいただいておりますので、引き続き今後も密に連携を取りながら必要な手続きを進めてまいりたいと思っております。

次に、職員のレベルアップという点について説明いたします。議員ご指摘のとおり、地方分権が進むことで、自主性を強化し自由度を高めるということは、独自で条例等を整備、運用することであります。今まで以上に高度な知識と能力を持った職員が必要です。現在、行政改革の一環として職員削減を進めている中で、地方分権に向けて職員の育成は、より重要な課題であると考えております。

そこで、平成25年度、今回の予算に計上しておりますけれども、お認めいただければ平成25年度には総務省自治大学校へ職員を派遣し、法制、行財政、政策などを学ばせ、飛騨市を担う人材を育てていきたいと考えております。また、財団法人でございませぬ全国市町村研修財団へも職員を派遣し、法務、税、財政、環境、福祉などの専門的な知識の習得に向けて取り組んでいきたいと考えております。

最後に、地方分権の流れに対する市の考え方について説明いたします。これまでの内容とも重複する部分があるかもしれませんが、これからは、各地域、各自治体がそれぞれの独自性を見出した上で財政的にも自主自立し、生き残りをかけて進んでいく時代です。当然のことながら、このためには職員一人一人の力、能力に頼らざるを得ません。このため、職員を取り巻く厳しい環境を少しでも緩和させることは必要ですが、そのような環境の下でもたくましく職務を遂行し、市が置かれている状況と必要な対策を見抜

く確かな判断能力を持った職員を育成し、市民がいつまでも安心して暮らせるまちづくりを推進していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

○11番（高原邦子）

ありがとうございます。それでは、いろいろ調べていらっしゃるのだから分かりますが、今回、条例制定に関する国の基準は三つに類型されておりまして、絶対従うべきもの、恭順、そして参酌すべきものとあります。飛騨市は、この基準をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。市の裁量権が一番大きいのは、参酌すべきというものだと思うのです。ただ、新しく条例を制定するという場合、どの基準であれ、やはり市としては何が一番市の状況にマッチしているのかということを考えていかなければならないと思うのです。でも、どうあっても従うべきというものは、上のものに従わなければならない。政令に従わなければなりません。でも、私はそういったものであっても、どの条例であっても、飛騨市として市民に説明できるようにしておくべきだと思うのですが、その過程、どのように三つの類型を捉えて、過程として考えられてきたか伺わせていただきたいと思います。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

今回の一括法の趣旨というのは、ただ今議員がご指摘のとおり、各地方自治体がそれぞれ市の判断の中で物事を決定し、判断し、決定し、そのことに対して責任を申すというのが基本的な考え方でございます。したがって、ただ今議員ご指摘のとおり参酌すべきものについては、仮に国の基準をそのとおり準用するにしましても、一度市の立場に置き換えまして、国の基準をそのまま準用するのかなどということ、検討をされて制定をしたものでございます。

ただ、これは前回の議会でも申し上げましたが、例えば技術的に高度なものとか、専門的な知識を有しないと判断できないものもございます。こうしたものにつきましても、残念ながら飛騨市の現在の能力を超えた段階でのものもございますので、そういうものにつきましても国の基準をそのまま準用したものもございますので、基本的な判断としましてはそういう考え方の中で進めているということでございます。

○11番（高原邦子）

ありがとうございます。何日前、笹子トンネルの崩落に関して各基礎自治体、いろんな自治体にトンネルの点検をということを言ったら、各自治体はそのような能力のある職員はいないという回答が多く寄せられたということを知っております。やはり、今副市長が言われたように、専門性が高いものとかいろんなことはあるかと思います。でも、この地方分権化が進んでいくということは、そういうことも乗り越えていかなければいけないというところがあると思うのです。いつまでも国よ、県よと言っていられな

いというところで、高度な知識とかを持ち、そしてそれを運用し活用できるような職員がいなくて困ってくると思います。だから、職員に対することをお伺いしたのですが。今、いろんなことの中で研修などをされるという部長の答弁がありました。私は、これからの自治体が、どのように地方分権が進められた中で受け入れられるか。その受入体制についてですが、今、マンパワーも少なくなっているわけです。そんな中、これは全国の自治体みんなが、国からこういった分権で条例改正などを受けて地方分権が進んでいるのですから、私は職員の研修なども、今県から研修を受けていると言われましたが、この飛騨地域、圏域の市の方々とも連携を取って、スキルアップというような研修を図られ、お互いに意見交換をして、お互いの市の職員のレベルアップを考えていったらどうかと思います。地方自治法改正で、広域的に事務も捉えていったらどうかというような案も出されていますよね。例えば各事務局、行政機関なども広域でやったらどうかというようなことも言われております。そうしますと、こういった専門性の高いものの研修などは飛騨市独自だけではなく、飛騨圏域でやった方が良く思うのですが、そのような職員のスキルアップについては、首長連合とかそういう所で話し合いなどは出てきませんかでしょうか。市長にお伺いしたいのですが。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

専門性の話でしたが、岐阜県が各地域にそういった権限を下ろすということになれば、県にもある程度の責任は当然あるというふうに思います。今、進めておりますのは、例えば道路協会とか河川協会、いろいろな協会があるわけでございまして、それぞれがいろんな研修をするのではなく、一緒になって専門的な知識を勉強できる研修会を数多く開催をしてくれております。そういったものに多く職員を出席させて勉強をしてもらうということは、今後もしっかりと進めていきたいと思っております。

今、3市1村の首長連合の話でしたが、このことにつきましては大事なことだと思っていますので、今度そういった会合があった折には現状と今後の考え方等々につきましては、話し合いを持っていきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

○11番（高原邦子）

今、県からも権限委譲されたものもあります。そういった時はやはり、委譲元の県の動向にも左右されると思いますし、相談に乗ってもらわなければならないと思います。そうしますと、行政組織の見直しなども考えなければならなくなるのではないかと思います。どうでしょうか、行政組織の見直しは考えていませんか。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

行政組織につきましては、これまで地方分権の流れの中で行政組織をスリム化するということが現在の体制が出来上がっております。したがって、今後また考えなければいけないケースもあるかもしれませんが、現段階ではこれまでの流れの中で最適な組織として現在の体制が出来上がってきていると思っておりますので、平成25年度に向けて再度行政組織をかまうということは現在のところ考えていません。

○11番（高原邦子）

ただ、やはりどうあっても受入事務量とか、もろもろのことを考えていくと、25年度はされないということですが、私はしていかなければならなくなってくる時は来ると思っております。そういった時に考えていただきたいというのは、今効率的なことで、行政の効率化のことばかりを言われてスリム化してきたと思います。でも、本当にそれでいいのか、住民の立場に立ったものであったのかという反省が、今、合併して10年になりますけれども、住民の間からもよく出てきます。サービスの低下とかいろんなことが。ですから、こういった飛騨市のような基礎自治体と言われているような所は、ぜひ住民の立場に立ってです。やはり福祉の向上というものを常に頭に入れて、組織の見直しをやっていってもらいたいと思っております。そして、もう一つ伺いたいのは、行政組織の見直しはしないということですが、やはりスタッフはいると思うのです。いろんな意味で、人間は。スタッフの確保などは考えておりませんか。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

行政というのは、当然でございますが住民の立場に立って行うのが行政でございますので、私は就任以来、一貫して住民の立場に立った行政をやってきたつもりでおるわけでございます。そんな中で、行政改革等々によってやめるとサービスの低下に取られがちなどころもあるわけでございますけれども、こういったことにつきましては、やはり合併をした意義、こういったものも含めながら進めてきた結果であるというふうに思っておりますので、とにかく住民の立場に立って考えた行政というのは、これからはしっかりやっていくつもりでございます。今の組織の変更等々につきましては、来年はそういったつもりはございませんけれども、その時折々の時代背景を見ながら、やはり変えなければならないと思った時には当然変えていくべきだと思っておりますので、これを永久的に固定するものでもございませんし、その時その時に臨機応変に考えなければならないことだと思っております。また、スタッフ等々につきましても同じくでございます。

○11番（高原邦子）

私は昨年度から職員のレベルアップのことをよく言ってきております。というのは、地方分権が進みますと、大都市とかそういった所は人が多いので、それなりのマンパワ

一があるわけなのです。しかし、私たちのような基礎自治体の小さな所ですと、どうしたって先ほども言いましたけれども、組織は人で動いているわけです。その人の質によって、私たち住民の生活が大きく違ってくるということなのです。

護送船団方式で来ていた時代は良かったのですが、自主性を持って、自分たちのできる事が多く、自由度が増せば増すほど、それだけ責任もかかってくるわけなのです。その時に問われるのは、その自治体のレベルだと思います。レベルが低いと、本当に地域間格差が大きく付いてくる。私はそのことを心配しています。地方分権、本当に良いことだとは思いますが、でも今のうちからしっかりとそれを運用していく、そして働いていく職員、そういった方々がしっかりと意識を持っていただかないと何年か後、隣の市とは大きく違ってくるのか、そういう差に、出てくるのが地方分権であると思っています。地方分権を推進することに異議は唱えませんが、そういったことも考えながら、人は1日2日で育つものではありません。総務部長もいつもいろいろな所で、研修とかそういうことも心掛けてくださっております。職員をそういうことに出している間、やはり人が足りないと思うのです。その辺の補充とか、その仕事に対する補いとか、そういうことはどのように考えていますか。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

最後の質問の前に、前段のところも含めて市の基本的な考え方についてお話をさせていただきます。

総務部長の答弁の中にもございましたように、平成25年度は総務省の自治大学校の方にも職員を出す予定でございます。また、市町村アカデミーと言われております市町村研修財団、これは千葉県と滋賀県にあるわけでございますが、そうした所にも長期に職員を出すわけでございますが、実は職員の研修というのは、こうした場の研修期間に出すだけが研修ではなくて、日々の仕事の中で職員の力が培われていくものだというふうに認識をいたしております。この後、各議員の中からご質問のもございますが、農業実施計画だとか観光ビジョン、教育の方では教育懇話会というような組織も設けています。また、道路の方では先日も報告会があったようでございますが、将来の飛騨市の道路網計画というようなもの掲げております。これは普段の市の日常業務を超えまして、職員と一緒に計画作りに参加する。しかも行政だけではなくて民間の人も加え、また大学の先生や研究者の方も入っていただいて、飛騨市のそれぞれの個々の課題についてどうあるべきかということを学ぶわけでございます。これは当然、ビジョンなり計画書というような成果品も求められるわけでございますが、実は職員にとりましては、そうしたプロセスの中でいろんなことを学ぶことこそが、今ほど議員がご指摘になりました将来の飛騨市を担ってくれる職員の形成にもつながることだというふうに思っています。したがって、当然職員が長期間にわたって研修する場合には、例えば嘱託職員を採

用して補充するということもあるわけですが、そうしたただ単に外に出すだけの研修ということではなく、日々の仕事の中でいかに職員がスキルアップをしていただけるかということを中心に心掛けて、日常の業務を進めていただくように進めているところでございます。

○11番（高原邦子）

分かりました。一番強いのは現場だということも私もよく分かっておりますけれども、現場に出ることも大切ですが基本的な、スタンダードな部分もしっかりと知識として持っていないと駄目かなという思いで聞いております。ぜひ、本当に地域分権が進む中、飛騨市が生き残っていけるように、職員の皆さん頑張ってくださいと思っています。

では、次の質問に移らせていただきます。教育現場では、思いやりがありたくましい子という教育スローガンがよく掲げられております。この「たくましい」とはどういうことを指していることなのか。

3月11日、東日本大震災から2年の歳月が流れます。石巻の大川小学校の多くの児童、教員の死の報道は今でも胸が痛くなります。どうして先生方は高台を目指して誘導しなかったのかとか、今も検証されているということです。

私は「たくましい」とは、どんな状況にあっても対処できる、そして生き抜く力を持っていることではないかと思えます。12月議会で私は、消費者教育推進法について質問をいたしました。今回も実社会で役に立つ教育を推進したく、教育長に質問いたします。

第1点目、教育長が推進される「たくましい子」の具体像はどのようなものでしょうか。2点目、そのために行っている教育施策はどのようなものがありますか。3点目、強く生き抜くためにも、今一番必要とされているのが防災教育ではないでしょうか。グローバル化している今の世の中、どこでどんな災いに遭遇するか分かりません。しっかりとその年代に合った防災教育をしていく必要があると考えますが、教育長の防災教育に対するお考えを伺います。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

それでは、防災教育でたくましい子にということで3点ご質問がございましたので、お答えさせていただきます。

まず、たくましい子の具体像でございます。どんなに時代が変わっても、知・徳・体の調和を基本に例えば、人間関係形成力、問題解決力、忍耐力、向上心、判断力などのあらゆる力、すなわち総合的な人間力を持つ児童生徒を育てることが「たくましい子の育成」であると考えております。東日本大震災からの教訓であれば、自ら考え、正しく

判断し、行動する。すなわち、かけがえのない自分の命を大切にする子供です。

現在、飛騨市小中学校では、あれもこれもではなく、市の学習習慣確立指針の2つの姿を目指して取り組んでいます。一つは、友だちの話を目を見て黙って最後まで聞く姿です。これは「その友だちを信じているよ、応援するよ」という、人として最も大切な思いやる心です。もう一つは「～です。わけは～です」と、結論に根拠を付けて話す姿です。これは、全ての考えの基本になる話し方であり、この2つ身をつけることが、たくましく生きる子としての基盤になるものと考えています。

そのための教育施策でございますが、飛騨市小中学校教育指導の方針を、ふるさとを愛し、たくましく生きる力を習得し、身に付ける創意工夫を生かした特色ある学校経営をします。二つ目に、誰からも信頼される教職員として、人間性を磨き、確かな指導力を付けます。家庭と連携して学習習慣の確立を図り、個に応じたきめ細かな指導と単位時間ごとの確実な評価に取り組み、一人一人に確かな学力を付けますとして「確かな学力をつける特色ある学校づくり」、「ふるさとを愛する豊かな心づくりと健やかな体づくり」、「一人一人を大切にし、よさを伸ばす支援づくり」を柱として、ふるさとを愛し、たくましく生きる力を育む教育を目指して取り組んでいます。25年度の主要施策事業としましては、次のように予算計上しております。

確かな学力をつける特色ある学校づくりとして、飛騨市教育研究所センター事業、学力向上プロジェクト事業、これは学力標準検査と基礎学力定着支援でございます。それから、先ほど池田議員のご質問にもお答えさせていただきましたように、小学校4年生の小人数学級配置事業、神岡町連携型中高一貫事業の4事業。

ふるさとを愛する豊かな心づくり・健やかな体づくりとして、学校支援者活用事業、小中学校野外活動補助事業、運動部活動等外部指導者活用促進事業の3事業。

一人一人を大切に一人一人のよさを伸ばす支援づくりとして、小学校スクールカウンセラー派遣事業、児童生徒支援員の配置および研修事業、産休・病休等引き継ぎ支援事業の3事業です。

最後に三つ目、防災教育についての考えを述べさせていただきます。飛騨市小中学校教育指導の重点の一つに防災教育を置き、「自分の命は自分で守る安全な行動や的確な避難行動ができ、学校・地域の防災活動や災害時におけるボランティア活動に進んで取り組んでいこうとする態度を育てます」として、各学校では、それぞれの健康安全全体計画に防災教育を位置づけて実施しているところです。

なお、教科においては、小学校5、6年で社会や理科を中心にしております。中学校では、社会、理科、技術家庭を中心に防災教育に関わっての内容が取り上げられております。学習指導要領の改訂に伴っての変更点は、小学校5年の社会科で「我が国の国土の様子と国民生活との関連」において、「自然災害の防止」が付け加えられたこと。それから、中学校3年の理科で「自然と人間」の内容で、自然の恵みと災害の充実が図られたことです。

今後、「避難訓練」が「命を守る訓練」に名称変更されましたが、名称が変更されたということは、中身の改善が大きく求められております。そういう点で、形式的な訓練からの脱皮を図りながら、学校、家庭、地域が一丸となって子供の生命、安全を守ることに努めなければならないと強い思いを持っているところです。以上、答弁を終わらせていただきます。

〔教育長 山本幸一 着席〕

◎議長（天木幸男）

午後零時になりましたけれども、高原邦子君の質問を時間を延長して、このまま続けます。

○11番（高原邦子）

時間が来ているようですから手短かに。

アルジェリアでいろんなテロにあったりとか、そしてカイロで気球の事故に遭われたりとか。そして昨日の報道では、豪雪の中の雪で亡くなった北海道のこととか。いろんなことが報道されております。私は、これから子供たちは飛騨市だけではなく、いろんな地域にグローバルに世界的に出ていく子たちがいると思います。その子たちに、自分の身は自分で守るんだ。一番根本的に大事なのがこのことなのではないかと、最近思うようになりました。

もちろん学力、必要です。いろんな判断をするにおいて、数学的な合理的にきちんと理解が得られることも必要です。でも、こんなことを言うと何ですが、微分や積分が解けなくても生きていくことはできるのです。でも、命を守るすべをしっかりと身に付けていないと、いろんな所で命を落としてしまいます。例えば一酸化炭素中毒とか、そういうこともしっかり理科で勉強しておかなければいけないということもあるけれど、その理科の時間にもう一つ加えて、どういう状況で人は一酸化炭素中毒になるのか。今の車の問題とか。そういうことも話したりすれば、雪で亡くなることもなかったのではないかと思うようなこともいっぱいあるのです。ですから私は、実社会で一番役に立つことは、生きるすべをしっかりと、危険を予知できる、そして危険回避ができる。生きていくことが一番ですから。そういった教育をもっとどんどん取り入れていただきたいし、社会科の授業やそんな時だけではなくて、折に触れ取り入れていっていただきたい。どこでどんな事故があったり、いろんなことが今起こっているのですから、先生が朝夕の学活の時でもいいです、いろんな動機づけ、そして悲しいけど吉祥寺の女の子が殺されてしまった事件がありました。ああいうのも道を歩く時はどうやって歩くのかとか、そんなところから言わなければならないような安全が、治安が、本当に駄目になってしまった日本は悲しいですけれども、そういうこともしっかりと小さいうちから教えていってもらいたいし、教えることがいっぱいありすぎて先生たちも困るかもしれませんが、先ほど言いましたように12月議会で言った消費者としての経済的なことに対する力、そして今回はしっかりと災害とかそういったものに対処できる、命を守れる、そういっ

た子を救っていていただきたいと思います。そのことを述べて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔11番 高原邦子 着席〕

◆休憩

◎議長（天木幸男）

ここで暫時休憩といたします。再開は、午後1時といたします。

（ 休憩 午後12時04分 再開 午後12時59分 ）

◆再開

◎議長（天木幸男）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ここで総務部長、小倉孝文君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

□総務部長（小倉孝文）

失礼いたします。午前中の高原議員の質問の中で、職員に対する人間ドックの受診者についてご質問がございました。職員につきましては総数が464名で、この人数の中には古国への派遣職員等も含まれております。受診されている人数につきましては146人で、受診率につきましては31%ということをお願いいたします。

◎議長（天木幸男）

これで総務部長、小倉孝文君の発言を終わります。

次に1番、前川文博君。

〔1番 前川文博 登壇〕

○1番（前川文博）

ただ今、議長から発言のお許しを頂きましたので質問をさせていただきます。

まず質問の前に、12月の一般質問の折に、日本鉄道賞特別賞を受賞したレールマウンテンバイクについて質問をさせていただきました。今年に入ってから、公益社団法人スポーツ健康産業団体連合会と一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構から、2月15日に第1回スポーツ振興賞として「スポーツとまちづくり賞」の中の日本商工会議所奨励賞を受賞いたしました。このことは、皆さんも新聞報道でご存知だと存じ上げます。また昨日の3月4日には、東京港区でのスタジアムプレイス青山において同連合会主催の第10回シンポジウムで授賞式が行われました。昨年に続き、連続での受賞おめでとうございます。今年も予約がスタートしております。昨年以上の集客と更なる発展をご期待しております。それでは、質問に入らせていただきます。

1点目、先端科学学園都市構想についてお伺いいたします。昨年3月に葛谷議員、

また9月には洞口議員が一般質問をしてみえますが、現在「かぐら」の建設のために跡津地内でトンネルを掘っております。その後は資材機材が運び込まれ、多くの研究スタッフが茂住地区にお越しになられます。現在は200名程度の教授から研究員、学生までの研究スタッフがいらっしゃいますが、「かぐら」などの稼働に向けて現在増員を始めております。完成時には約400名規模のスタッフになると聞いております。400名の方が茂住の研究施設に常時いるわけではありませんが、そのうち2割、3割の方が研究するとしましても、100名近くの方が研究をする施設となります。でも、現状ではほとんどの方が大沢野から通勤している状況となっております。

教授などの先生方は、東京や仙台への出張があるということで交通の便が良い所を希望する傾向がありますが、学生につきましては神岡の中でも、大沢野でも住む所はどちらでも問題ないと聞いております。風呂と水洗トイレがあればいいという学生もおりました。

9月の一般質問の中では「市営住宅への入居は条件が合わないとのこと無理である」、「住環境整備を国に働きかけていきたい」との回答を頂いておりますが、9月から半年経過しております。その後、住宅の確保についてどのような状況で進んでいるのか現状をお伺いしたいと思います。

2点目ですが、先端科学学園都市構想懇話会が開かれると聞いております。今後の方針と計画ですが、大学研究者をはじめ地元関係者等の懇話会が開催されますが、懇話会の方針と今後の計画についてお伺いたします。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 沖村三千一 登壇〕

□企画商工観光部長（沖村三千一）

それでは、先端科学学園都市構想について1点目のご質問でございます、研究者や学生への住宅提供についてお答えいたします。

研究者の居住に関しましては、確かに大きな課題であるとの認識に立っており、今後策定する先端科学学園都市構想のランドデザインの中にも当然、官舎等の建設など、盛り込むべき事項になると思われまます。議員ご指摘のとおり「かぐら」が本格観測を開始する平成29年度には、年間を通して200名近い研究者の方々が従事され、そのうち、通年型の住居を必要とされる方は30名～40名程度になるとお聞きしております。

また、その中で学生さんは10名程度になる見込みとのこと、確実な需要が発生いたします。その需要に応え、居住していただくことは地域活性化が図られる重要なこととございます。したがって、現在できることとして、アパート供給事業者との情報交換を行いながら、学生用の安価なアパートの供給の可能性を検討いただいているところでございます。

2点目の懇話会の今後の方針と計画についてお答えいたします。先端科学学園都市構

想につきましては、昨年9月定例会一般質問でもお答えしましたように、現在、研究者の方々にご協力をいただき、懇話会を設置したところでございます。現在までに、昨年の秋以降、2回開催し、さまざまなご意見を頂戴しているところでございます。

また、これまでは研究者の方々だけの懇話会でしたが、今月中に開催を予定している第3回目からは、民間企業や市民の方々にもご参加いただき、意見の集約を進めてまいります。そこで頂きましたご意見を参考にさせていただきながら、あるべき都市像のランドデザインを平成25年度中に策定し、国等関係機関に働きかけを行う方針であります。以上でございます。

〔企画商工観光部長 沖村三千一 着席〕

○1番（前川文博）

ご回答ありがとうございます。住宅供給事業者と検討していただいているというお話をいただいたのですが、学生に聞きますと、やはり神岡の方に住むのに一番問題があるというのは住宅が少ないのもありますが、家賃などの金銭的な問題が一番だと聞いております。飛驒地域は富山と比べまして家賃が高いです。例えば1LDKを富山で借りますと約4万5,000円、飛驒市で借りますと5万6,000円と1万1,000円高くなっております。地元には物件がありませんが、単身用の1Kを富山で借りますと3万2,000円、それを飛驒市で同じ業者が建てて貸したとすると、4万3,000円ということで試算してもらいました。やはりこちらも1万1,000円ほど高くなるという状況になります。学生は収入がありませんし、またアルバイトなどで少ない収入しかありませんので、いかに安い所に住めるかということもキーポイントになってまいります。

市営住宅のあっせんとか建設ができない、今の住宅供給会社だと検討をということがありますが、そういった差額分などに対しての住宅補助みたいなことを考えることは可能でしょうか。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

私の方から再質問についてお答えをさせていただきます。

まず家賃でございますが、アパート供給事業者に聞き取りを行ったところでございますけれども、新築物件で市場に出す場合に富山と飛驒市を比較すると、富山市の方が数千円高い設定で貸し出すとのことでございました。一見すると飛驒市の方が割高に見られがちでございますが、これは飛驒市神岡地内のアパートが比較的新しい物件であるため、経年劣化による減額の影響が出現していないためとのことでございました。

しかしながら、現実問題としては月5万円を超える物件が主要物件である事実が変わりはない状況であるために、先ほど申し上げましたように住宅事業に対して供給が今後も行われるよう、民間事業者に働きを行っていきたいということを思っています。今の

ところ、東大の研究者に対して住宅の家賃に対する補助ということにつきましては、今のところ考えておりません。

○1番（前川文博）

市の方で補助制度は考えていないという回答でありましたが、市の方で国の状況を見ながら働きかけて造るとか、そういったことは前回の答弁で頂いておりますが、住宅供給者側の方も需要があれば建てていきたいということも言ってみえます。先ほどの金額の差につきましても、経年年数によって変わってくるということで、私の聞いた方とは数字に差が出ておりますが、何とかとにかく大沢野ではなく、この飛騨市の中に住んでいただきたいということがありますので、またいろんなことを考えていきたいと思っております。

お金のかからない方法ということで話をした中で出てきましたが、学生数人でシェアハウスとして空き家を借りられないかという声が出ております。先日の総務委員会の研修会でも空き家が多いことが図面で分かりました。特に市街地に多く、今後さらに空き家が増えるであろうという予想もできるものでした。

今、空き家を貸すことについては、家主が貸しますと、借主がその住宅にずっと住み続けることが心配で貸さないということも聞いております。しかし、学生であれば数年間で卒業していきますし、研究のタイミングによりましては入れ替わりもしてまいります。住宅を借上げして永住する見込みはないということで、家主の方も多少は貸し出しやすい状況になるのではないかと思います。

ただ、学生だけで市内の空き家、空いている所は分かるのですが、そこを貸してくださいというような事を話すほどの市内の事情にも明るくありません。空き家対策の一環とも踏まえまして、市が窓口となって応援するようなことはできませんでしょうか。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（沖村三千一）

ただ今のご質問にお答えいたします。

空き家につきましては今後増加するという事も考えられますし、その有効活用ということで検討材料の一つにもなると思います。そういうことを踏まえまして、短期間で借りられるかどうか、この辺も踏まえまして状況把握に努めさせていただきたいと思っております。

○1番（前川文博）

ありがとうございます。今、飛騨市の方は人口減少が進んでおります。学生を受け入れて市に住んでいただくことによって、飛騨市の人口を増やしていくことも可能です。生活する人が増えれば、それだけ消費も増えて地域の経済効果も表れてまいります。そして、市街地の空き家に住んでいただくことによって、地域住民と学生との交流も生まれてまいります。若い人が生活することで、地域の活性化にもつながってまいります。

ぜひ、「かぐら」の完成に向けて間に合うようにという考えではなく、今後ハイパーカミオカンデの建設も出てくると思いますが、今から少しずつでも市民を増やしていける、学生の市民を増やしていけるように対応をしていただきたいと思います。

今、大学がないこの飛騨の地ですが、東京大学や東北大学をはじめ日本各地、さらには世界各国から学生が集まってきております。その学生と町で交流を持てるということになると、市内の生徒が勉強を教えてもらう機会も出てまいります。飛騨地区の高校の募集が今日まででしたかね、ありますが、多くが定員割れになっている状態です。中学で勉強をあまりしていなくても高校に進学できる状態で、今高校では深刻な学力低下に悩んでみえる聞いております。この飛騨地区は都会に比べまして、他校の生徒と接触が少ない地区ですので、大学生に住んでいただいて接触が増えることによって、児童生徒が新たな刺激を受けて良い面が出てくるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは2点目の懇話会の話ですが、今後民間の方を入れて意見を集約していかれるということでした。今、前段で話したことにも関連いたしますが、学生と市内の小学生、中学生、高校生が交流を持てる機会などもぜひ取り入れていただければ、学校を卒業した後に飛騨市内の研究施設で働きたいと考える、地元の生徒が増えていくこともあるかもしれません。そうなれば人口流出の歯止めにもなりますし、若い世代が地元に残ることで高齢化率の抑制ができます。今後、民間の方を交えて3回目から始められる懇話会ですので、こういった方向もぜひ取り入れていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

この「かぐら」の事業につきましては、もう数年かかるということでございますし、先般も宇宙線研究所へ柏キャンパスでございますけれども行って梶田先生ともお会いし、いろんな状況で意見交換をしてきたわけでございますが、今ほど部長が述べましたように、何人ほどこちらの研究所に出入りして、何人ほどが定住するなどということにつきましては、まだ不透明なところが多々あるかと思います。それで、だんだんとできつつある中で、東大としてもどういった組織を作って、どうするかということも見えてこようかと思いますので、今ほど学園都市構想の中の懇話会の中で、前川議員から言われたようなことも含めて、お話をしながら煮詰まってくるのではないかと思います。今年グランドデザインを作る中に、そういったものもうたってこられればいいかなという思いでおりますので、いましばらく時間を頂戴しながら、ご意見は意見として頂戴して検討をしてみたいと思います。

○1番（前川文博）

ありがとうございます。ちょっと希望の持てるような答弁を頂きまして、ありがとう

ございます。

先日、神中3年生の未来授業を参観する機会がありまして見てまいりました。確か授業の内容は、未来授業で未来の飛騨市への提案との内容で、外部への発信ということでホームページ、ツイッター、フェイスブックを使った情報発信。今、各地でありますゆるキャラ。それから宿泊施設、これは設計金額まで計算してありました。特産品の販売、宣伝など、生徒が自ら調べた、考えた内容ですばらしいものでした。これは教育長はじめ、教育委員会の皆さんや、学校の先生方がすばらしい指導をしてみえると分かるような授業でございました。

中学生がここまで飛騨市に夢を持ち外部に発信して、市内にお客さん呼びたいという思いが強く感じられるようなものでした。今の学園都市構想で、市外の方との交流が増えることで、また別の観点からそういった生徒が新しい発見をしていけると思います。飛騨市の未来を支えていく児童生徒ですので、ぜひ視野を広げられるような環境整備に力を入れていただきたいと思います。それでは、2点目の質問に移らせていただきます。消雪装置の今後の展開と除雪対応について質問させていただきます。

今年の冬は例年に比べて寒さは厳しいのですが、雪につきましては一度にまとまった雪が多く一時的に困ることはありましたが、ある程度解けてから次の雪が降っている、非常に行儀の良い雪といたしますか、神岡の市街地におきましては雪降ろしの心配もなく、春を迎えられるのではないかと喜んでおります。

1点目ですが、昨年度神岡町の川西地区では、消雪装置が稼働いたしまして2年目の冬を迎えました。さすがに大雪の時には、消雪装置でも追いつかない道もありますが、全般的には評判が良く、ぜひ拡大をとの声が途絶えません。ぜひ、拡大の方向としていただきたいのですが、平成25年度予算の中に消雪設備地下水調査とありました。どの地区において地下水の調査をされ、拡大を図る予定なのかお伺いしたいと思います。

2点目ですが、消雪装置の設置により交差点内で除雪した雪の塊のとり残しが、ほとんどの交差点で見受けられております。消雪装置ができる前は、交差点では縦道も横道も重機が走り、交差点内に雪の塊が残ることはありませんでした。しかし、消雪装置稼働後は、装置のある道路には重機が入らないために除雪した雪が残ります。それが車で踏み固められてしまい、何日も残っているのが現状です。除雪車が通った後、皆さんの家の前にある雪が交差点にあると想像してみてください。この雪ですが、車で踏み固められた後では、お年寄りの力ではもう何ともできない状態になっております。せっかく良い消雪設備ができたのですから、除雪の時にもう少し気を使っただき、交差点内の雪は前のように取り除く対応をしていただくことはできませんでしょうか。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 飯島昭憲 登壇〕

□基盤整備部長（飯島昭憲）

消雪装置の今後の展開と除雪対応について、2点ご質問を頂きました。まず、一つ目の「新年度予算にある消雪設備地下水調査の詳細は」についてお答えいたします。

新年度予算において調査費として250万円を計上させていただいております。これは、古川町の杉崎区と花もも区の散水消雪用井戸に関する調査費用でございます。

杉崎区の散水消雪については、現在4箇所の井戸があります。近年、そのうち2箇所について水量不足による稼働率低下が見られ、今年度新たにもう1箇所で水量不足が発生しております。

花もも区に設置されている散水消雪については、現在3本の井戸がありますが、同時に使用すると水位低下が発生するため、ローテーションによる稼働を行っております。したがって、1箇所の井戸が稼働中には残り2箇所の井戸を休止させざるを得ないため、降雪中でも稼働できない時間が生じております。

どちらも、水位低下が発生していると推測されますが、その原因については地下水脈の変化や井戸の土質不良による目詰まり等があり、その対策についても井戸の洗浄、掘削による高深度化、深く掘るという意味でございます。そして、井戸の移転等があるため、その方針決定のための調査でございます。したがって、今回の調査は散水消雪箇所の拡大のための調査ではございません。

二つ目の「消雪装置がある交差点で除雪の改善ができないか」についてお答えします。

市道除雪の多くの箇所において機械除雪を実施しており、機械除雪の場合にどうしても発生するのが、かき寄せた雪が道路際に残ってしまうことでございます。この路肩に残る雪の処理は、どの積雪地においても同様に苦慮しているものと思います。除雪を行うという行為に伴い、どうしても避けられない事象であり、その処理については付近住民の方のお力をお借りしているのが現状でございます。

全ての交差点において、かき寄せた雪を取り除く処理を行うということは、通勤通学時間帯までに除雪を終了させる必要があることや、人員と費用の面から困難な面がございます。ご指摘の箇所については現地を確認しておりまして、除雪作業を行う委託業者や運転手に対して、可能な限り交差点内に雪の塊を残さないような作業を心がけるよう指示を行ったところでございます。しかしながら、路肩の雪の塊の処理につきましては、市民の皆様のご協力もいただきながら進めてまいることが基本となりますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

〔基盤整備部長 飯島昭憲 着席〕

○1番（前川文博）

今、地下水の調査は現行の施設を稼働していくための調査ということで、拡大を図るものではないとのことでした。

昨年3月にも一般質問をさせていただきまして、消雪装置のことをさせていただいたのですが、今、船津中央地区でも振興事務所を通しまして、町内から設置の要望が出

ております。神岡は比較的側溝が整備されておりまして、水を流して雪を流すことがメインでされているのですが、地区によりましてはその水量が確保できないということで、ぜひ消雪装置をとということがまだ根強くあります。昨日も船津中央の自治会で、自治防災組織の立ち上げの総会がありました。その時にも、要望書の回答を町内会長さんにも説明しながら話しておりましたが、是非とも消雪装置を考えていただきたいという要望を頂いておりますので、少しでも設置路線を増やせるように検討をしていただきたいと思っております。

それから除雪対応の件ですが、こちらに対しては機械での対応をできる所はしていただくということで安心いたしました。車がそこを乗り越えて勢いを付けて来ますので、子供や高齢者が危なことがありましたが、今後そういったことも少なくなり安心して行けるのではないかと思います。

それで、除雪の改善という点で、もう少しご質問させていただきます。先日、少し多い雪が降りまして、その後10cmくらい確か降ったと思うのですが、旧神岡鉄道の神岡大橋駅から奥飛騨温泉口までの線路があります。その横にある道ですが、日影の道で先日、日曜日に通ったのですが除雪をした雪が路肩に積み上げられてそのまま残っている。圧雪になった上にまた雪が降って、わだちが3本になってしまっております。その道は、積雪後によくこういう状態になります。市の職員の方々も通ってみえると思っておりますので、こういった危ないと分かった所は、課が違ってても情報を共有して早急に対応していただくなど、そういう体制をきちんと作っていただきたいと思っておりますが、そういったことができないかということと、もう1点、神岡小学校の通学路です。昨日も確認をしに行ってみましたが、神岡の小学校は山の上にあります。みんな結構急な坂を上っていくのですが、圧雪状態になってしまい凍結してつるつるになっております。散歩してみえる方も多くみえるのですが、朝ですとつるつるで危なくて大人でも歩けない、散歩に行けないという道を小学校1年生から6年生までが一生懸命上っております。これは、富士ヶ丘から小学校まで上る道と、栄町から小学校へ上る道の2本ですが、かなりの積雪が残っております。町の中や日の当たる所はほとんど路面にありませんので、皆さん気付かないと思っておりますが、この道、特に栄町から上る道ですがキリスト坂と昔から言っております、途中にキリスト教のお墓か何かがありまして、その付近に全然民家がないう道なのです。その所でもし転んだりして頭を打ったりした場合、対応するまで誰も気付かないとか、そういったことも出てくる可能性もあります。通学路ですので、もう少しこまめな気配りのある対応をしていただきたいのですが、どうでしょうか。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（飯島昭憲）

2点ご質問を頂きましたので、順次お答えさせていただきます。

1点目の神岡大橋から奥飛騨温泉口までの線路脇の道路というのは、県道の長倉神岡

線のことをおっしゃってみえるかと思います。この箇所につきましては、土木の方も日影の箇所ということでどうしても雪が残って、またその後冷え込むとごてごてになりやすいということで、認識はしているようでございます。そういった中で、市といたしましてもこういったと所については、こまめに丁寧に除雪をするようにと申し入れもしっかりしていきたいと思っているわけですが、その中でご質問にありました職員の情報共有体制をとって早急に対応できる体制が取れないかという話につきましては、部長会議等の場を使って関係職員の方へもそういった情報を、私ども基盤整備部へ頂けるようなことを再度申し入れをしていきたいということも考えておりますので、そのような対応を徹底していきたいということで今考えております。

2点目の神岡小学校の通学路についてお話をいただきましたけれども、こういった所につきましては、これは飛騨市内全域で考えればここだけではなく、いろんなこういった箇所というのはあろうかと思えます。何分職員が少ない中で、全部の箇所を把握して迅速にこういった危険箇所を除去できれば、それはそれに越したことはないのですが、なかなかそういった面も厳しい面がございます。これは、除雪に限った話ではございませんけれども、やはり市民の方から情報をいただくということを、我々としても非常にありがたいと思っております、そういった現場につきましては、まず現場を見る。そして、これは明らかに危険だというものについては、即応態勢を取るということで徹底してまいりたいと思っております。

また、この通学路につきましては、今回こういった形で貴重な情報をいただきましたので、今後重点的に監視をするようなことは考えてまいりたいと思っておりますので、以上よろしくお願ひしたいと思ひます。

○1番（前川文博）

ありがとうございます。非常に有り難い回答をいただきましてありがとうございます。県道の方は、県の管轄ですので働き掛けをお願いしていただきまして、通学路の方は6歳から12歳という、まだ小さい年齢の子供ですので、是非とも安全な通学路で小学校に通えるようにしていただきたいと思ひますので、また、地元からも聞きましたらすぐお伝えしますので、対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。これで質問を終わらせていただきます。

〔1番 前川文博 着席〕

◆休憩

◎議長（天木幸男）

ここで暫時休憩をいたします。

（ 休憩 午後1時34分 再開 午後1時34分 ）

◆再開

◎議長（天木幸男）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に4番、洞口和彦君。

〔4番 洞口和彦 登壇〕

○4番（洞口和彦）

議長より発言のお許しをいただきましたので、質問に入りたいと思います。

平成24年度は、飛騨市の最大課題として人口減少に歯止めをかけ、飛躍する飛騨市を実現するために5つの取り組み課題として、一つ目には少子化対策問題、二つ目には交流人口の拡大の問題、三つ目には商工振興問題、四つ目には農業振興、そして五つ目には新品目開発に全力を注ぎたいとの取り組みを提示されていきました。その中で、今回私は商工振興対策中心の地元企業への取り組みについて、いろいろ伺いたいと思います。

この項目については、産業常任委員長の内海議員とのダブリもございますが、私なりの質問とさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、一つ目でございます。1年間、産業常任委員として地元の企業を訪問させていただきました。昨年は、比較的規模の大きな企業8社を訪問させていただきました。工場見学や経営者、関係者との意見交換をさせていただきましたが、どの会社も会社の繁栄とともに、雇用促進や会社の拡大で飛騨市の活性化にどれだけでも尽くしたい、全力で応えたい、そんな意気込みを熱く感じることができました。

しかし、各社いろいろな問題を抱えてみえるのも事実でございます。事業拡大や製造を続けながら工場立て直しでの工場用地の問題、また大気汚染等の環境問題、道路を中心としたアクセスの問題、現行の融資や補助制度に対する利用法の問題、優秀な人材を確保するための問題等々でございます。そんな中、ここ1年間地元企業との話し合いや交流を通じて、企業の問題や要望をどのように把握されてきたのか伺いたいと思います。

2番目に、地域で頑張っている地元企業支援と、若者の雇用奨励をしながら企業誘致を進めたいとの雇用促進への取り組みに全力を注ぐということでございました。商工費としての補助金や融資資金、利子補給や労働費の奨励金等、既存産業に根付く支援として有効に使用されたのかどうか伺いたいと思います。また、地元企業に対して、ほかにどのような取り組みや支援を行ったのかも伺いたいと思います。

三つ目に長期化している景気低迷の中で、全国的にも企業撤退や工場売却が相次いでいます。三重県の四日市市では、約200億円をかけて建設されたドイツ系化学メーカー「エボニックモシランジャパン」が、わずか1年余りで撤退を決定されました。また、岐阜県においても美濃加茂市では大型企業「ソニー」の撤退がございました。飛騨市においても、株式会社アークの撤退等、実情については各企業とても厳しい面がございます。

24年度は、地域で頑張っている地元企業をしっかりと支援していきます

という意気込みを示されておりますが、そこで地元企業に全力での支援により、具体的に雇用促進等につながった実例や効果を伺いたいと思います。

4番目に就職ガイダンス等開催されまして、いろいろな情報を提供しながら募集の案内をされてきました。しかし企業を回っておりますと、募集をしてもなかなか人材が集まらない、そんな声も多く聞きました。まさに今全国的に少子化の波をあおり、労働力が減少しています。飛騨市での雇用と求人とのバランスはどうなっているのか。また、飛騨市の労働力についてどのように把握されているのか伺います。

今後の労働力人口の減少や、年金がらみで65歳定年の実施を目の前にして、今後は高齢者や女性の就業がポイントになると考えられますが、飛騨市としてこのような方向にもどのような取り組み、対策を考えているのかお伺いしたいと思います。

五つ目に25年度本年度予算でございますが、本年度予算も地元企業への支援対策は、昨年と同額の予算が組まれております。その中で、新しい取り組みとして商店イメージアップリニューアルの支援は、商店活性化の支援策として私は大いに期待したいと思います。まさに大型店舗ではできない、オンリーワンの商店を作るために、各店舗がどのような利用を進められるのか非常に楽しみにしているところでございます。

しかし、既存企業が地域に再投資する場合に、補助金を付ける等の施策や補助金が必要と考えるのですが、そのような方向へも補助金や施策の応援が実施できないか伺いたいと思います。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、洞口議員の質問にお答えさせていただきます。大きく5点に分けて質問がございましたので、私からは1点目の関係だけ答えさせていただきます。その後は企画商工観光部長から答えさせますのでよろしくお願いいたします。

1点目の地元企業との対話、実情、要望の把握についてでございます。リーマンショックに続きまして、東日本大震災、歴史的な円高と、相次いで直面する逆境に立ち向かっていただいている地元企業の皆様に敬意を表するとともに、人口減少や過疎化にあえぐ飛騨市の中で雇用を守り、経営努力をしていただいていることに感謝を申し上げるところでございます。

企業経営の3資源として「人・物・金」の言葉が例えられますが、私は人と人とのつながり、そしてそこから生まれる信頼関係こそ物や金に勝る要素であると認識しております。所信で述べました、地域・組織・産業の活性化の中での産業活性化については、地元企業の活性化が大切であるため、さらに人と人とのつながりを密にして、企業との信頼関係を構築したいと表明したものでございます。

私は就任以来、地元企業の訪問のみならず、出張の機会を捉えて親会社へ訪問し、ト

ップの方々に企業の状況や要望等を伺ったり、地方経済の動向や飛騨市の状況を報告し、絆を深めることに努力してまいりました。また、平成20年には商工課を設置いたしまして、企業の御用聞きとして会社訪問を実施させ、状況を把握しているところでございます。

議員ご指摘の「地元企業との対話は、実情、要望の把握」についてでございますけれども、企業訪問時や企業からの直接要望等を承っておりまして、私自身把握しているところでございます。それぞれの会社に、それぞれの課題があるわけでございますけれども、そういったものに行政がどれだけお手伝いできるかということをしつかり会社と情報を共有しながら、できる限りのことはしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

◎議長（天木幸男）

続いて答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 沖村三千一 登壇〕

□企画商工観光部長（沖村三千一）

それでは、ご質問の2点目以降につきましてお答えさせていただきます。

2点目の平成24年度どのような支援を行ったのかについてでございます。平成24年度の支援状況につきまして説明させていただきます。企業側への助成といたしまして、企業立地促進事業助成金2件、232万円、緊急雇用安定助成金14件、112万4,000円、市民雇用奨励金20名分でございますが、200万円でございます。

企業への融資に対する利子補給につきましては、小口融資利子補給金220件、422万2,000円、小口融資保証料補給金44件、237万2,000円、中小企業経営安定資金融資利子補給金45件、540万7,000円、経済変動対策資金、震災枠でございますが、利子補給金が70件で1,756万5,000円、小規模事業者経営改善資金融資利子補給金、マル経融資といいますが71件、138万8,000円、経営合理化資金利子補給金11件、87万3,000円、総額いたしまして461件で3,182万7,000円の利子補給などを行っております。

また、企業への融資状況につきましては、小口融資が44件、1億5,449万円、中小企業経営安定資金19件、1億9,515万円、小規模事業者経営改善資金融資、マル経融資でございますが18件、6,130万円、経営合理化資金15件、4億8,100万円、合せまして96件、8億9,194万円となっております。昨年度は震災の影響もございまして146件、16億9,395万円ございましたので、今年度につきましては約8億円余り少ない状況でございます。

次に、従業員側への助成でございますが、ウェルカムUIターン奨励金、新規10名、継続者9名で、305万7,000円、定住就職者奨励金前期分でございますが、21名で89万円、また、勤労者生活安定資金および住宅資金の関係で2件、180万円の融資利用がございました。

その他の支援といたしまして、商店街・商店等活性化対策といたしまして、商店街活性化補助金2件、100万円、販路開拓チャレンジ支援補助金4件で37万7,000円。

失業者対策といたしまして、緊急雇用創出事業3件、1,987万4,000円、新規雇用が8名ございました。

緊急経済対策といたしまして、住宅リフォーム補助金761件、2億5,801万7,000円でございます。そのほか、空き家活用支援事業奨励金による改修費助成、家賃補助が5件で40万1,000円などの支援を行っているところでございます。

続きまして、3点目の雇用促進につながった効果についてでございます。市の支援により具体的に雇用促進につながった事例や効果ですが、景況の悪化に伴う生産調整や受注減により、やむなく従業員の休業を余儀なくされた事業主に対しまして、雇用の安定維持を目的として平成21年9月から、国の雇用調整助成金支給額を上回る休業手当の事業主負担の一部を助成する制度、緊急雇用安定助成金により雇用の安定維持を図っているところでございます。

また、昨年2月から飛騨市のホームページに市内企業の求人情報の掲載が企業の雇用の一助となっておりますし、神岡町で実施している無料職業紹介所では、39名の方が就職をされておられます。

就職ガイダンスにつきましては、高山市と共催で行っておりますが、今年度から開催回数を1回増やして、春、夏、冬の年3回実施しています。毎回飛騨市、高山市内35社程度の企業に出展をいただいております、平均120名の大学生が参加されておられます。

4点目でございますが、飛騨市の労働力についてどのように把握しているのかについてでございます。市の雇用と求人とのバランスでございますが、市では調査をしていないため、3月1日のハローワーク高山発表の有効求人倍率は0.88倍となっております。これは、リーマンショック後の平成21年は0.59倍と低迷しておりましたが、昨年7月から12月までの6カ月間は1.00倍を超えるまでに復調しておりましたが、本年に入り厳しい状態に戻っております。

年齢別の倍率では、19歳以下が3.21倍、20歳から24歳までが1.07倍、65歳以上が1.32倍と高くなっておりますが、20歳から64歳までの倍率はいずれも1.00倍を割っている状況でございます。

また、市の労働力につきまして平成22年の国勢調査では、15歳から64歳までの就業者数は男性が6,266人、女性が4,995人で、合わせまして11,261人。また、完全失業者につきましては男性が342人、女性が121人、合計463人ということで、労働力人口といたしましては男性が6,608人、女性が5,116人、合計をいたしまして11,724人となっており、平成17年の前回の調査と比べまして男性が897人、女性が530人、計1,427人減少している状況でございます。

5点目の平成25年度の支援対策についてでございます。企業への支援策につきましては、平成24年度と同様に、企業の安定経営・安定雇用が図れるよう、融資、利子補給等を行っていく予定でございます。

既存企業が地域に再投資する際の補助金でございますが、企業立地促進条例では、既存企業が増設・移設された場合は、投下固定資産額の2,700万円以上、新規常時雇用者5名以上で、新設された場合と同様の助成を受けることができます。また、昨年10月から実施しております経営合理化資金利子補給金や、東日本大震災後の平成23年7月から実施しております経済変動対策資金利子補給、中小企業経営安定資金融資利子補給などにつきましては補正予算で対応させていただきましたので、今後もその時々々の経済状況に応じた対策を講じていきたいと思っております。以上でございます。

〔企画商工観光部長 沖村三千一 着席〕

○4番（洞口和彦）

詳しい説明をありがとうございます。もちろん、最近は緊急対策雇用の関係がございますので、いろいろな分野にお金が使われています。最終的には前より8億円ほど少ないという発表でございましたし、新規者が8名、それから39名の方が職場で雇用されているという話もございました。総体的に言って、出す金と効果として総括しまして観光部長の判断で整合だったのか、ちょっと物足りなかったのか、その辺の感想をぜひお聞かせ願いたいと思います。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（沖村三千一）

ただ今のご質問にお答えいたします。リーマンショック以降、景気の低迷が続いております。それに併せまして東日本大震災というような影響がございまして、経営的になかなか企業としても努力をされておられるのですが、厳しい状況にあるということで安定経営、安定雇用を図る上で、融資事業につきましても一昨年、昨年と2カ年につきまして融資事業等制度化させていただきました。このような影響もございまして、何とか地元企業としては経営につきまして維持できてきたのかなというようなことは、私ながら感じさせていただいているところでございます。

○4番（洞口和彦）

世間が厳しい中であらゆる努力をされまして、その結晶として何とか合格点の付けられる点数、施策、行政だったというふうに総括されていますので、私もそうかなというふうには若干思っています。

市長も多忙の中、先ほど言われましたようにいろいろな雇用促進、地元支援を行っておみえです。敬意を表しますけれども、最初の議会の諸般の報告の中で、タイのレヂボン会社ダイヤレヂボンを訪問されたという話をされました。非常に立派な工場で、苦勞はされたということは聞いています。特に3カ月余りも営業ができなかったわけですか

ら、人の雇用をいかにつなげておくかということが大きなポイントだったとも聞いております。その中で最後に言われました、日本レヂボン株式会社は製造部門において営業している所は飛騨市だけである。古川と神岡ですと言われました。私はここでちょっとがっかりしました。ちょっとといいですか、大いにといいですか。例えば、先ほどの支援でいろいろ会社を訪問されたり、ここにもレヂボンのパンフレットがございますが、この状況とかを読んでいただければ、誰でも営業所は大阪に始まっているいろいろございますけれども、製造業会社はこちらにしかないということは分かると思いますので、やはり支援対策の話についても中身が薄いのではないかと感じたのが事実でございます。

日本レヂボン会社は、昭和37年10月に神岡工場を新設されまして、その2年後の10月には古川工場を建設されています。また、41年の4月には寺林の今のコンポジット関係ですが、そこで営業をされています。まさに、飛騨市に来て50年以上にわたりいろいろと貢献をいただいた大事な会社でございます。社員も全部含めて300名を超える。雇用にとっても本当に重要な企業でございます。まして、年齢が古い関係で管理者等も飛騨市出身の方が多くみえています。

また昨年暮れには、寺林の2つのコンポジットが前にございました東雲の工業団地に新築されまして移転されています。寺林の工場の一つは貸倉庫として貸し出されていますが、もう一つの古い方の工場は、この3月から取り壊しが始まっています。私たちも、もちろん民間の土地でございますので、どうこうということは言えないかもしれませんが、今言った支援対策の中でどのように跡地利用されるのか。もし売りたいのか、何かされたいのか、そのような有効な利活用について話し合いを持たれたことがあるのかどうか、また何らかの相談を受けておられるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

こういった質問につきましては、通告していただいてほしかったと思います。今のところでございますが、レヂボンさんの方からは、跡地利用をもし市の方で何か使えることがあれば使ってほしいという程度の話はございましたけれども、それ以降の話につきましては詰めたものはございません。また、市といたしまして今、具体的な計画があるわけございません。

○4番（洞口和彦）

それは大変申し訳ございませんでした。私は、通告書を書いてからの問題でこのように思いましたものですから。

特に、このレヂボンさんは創業者が神岡の地縁の方でございまして、何とかふるさとにどれだけでも協力したい、恩返しがしたい、そういう熱き思いで工場誘致をされたと伺っております。市長も全国各地の県人会等々に出席されています。その中では、成功

されている方もかなりみえますので、特にふるさと納税とか、何とかこちらの方に企業誘致の話をトップセールスして進めていっていただきたいと思います。これについての答弁は結構ですので、よろしくお願いします。

それから、地元企業の支援や把握について、市長としては全体の把握は必要ですが、それぞれ全部の会社を訪問しながらやり取りをするということにはできないことだと思います。ましてや、職員の分担でどここの会社はだれだれが責任を持ってやれとか、それができないということになれば、やはりコーディネーター制度、そこまでいなくても調整役の導入をして、今後そういう支援について企業との橋渡しを進めていくという考えはございませんか伺います。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

今、新たに企画商工観光課の中に商工課を設けてやっているのがそのことでございますので、この商工課をフルに活用して、今後の課題解決に向かっていきたいというところでございます。

○4番（洞口和彦）

ぜひ、全力的に支援については重要な課題でございますので、推し進めていっていただきたいと思います。

一つ、最近車の大型化や会社通いもいろいろと変わっています。神岡の東雲にあります工業団地ですが、各会社神岡運輸にしても、今できたレヂボンにしても、あそこの道は冬の県道の坂道が大変苦慮している。取り付け道路の関係でございますが、何とか対策を講じてほしいということはある会社全ての願いです。これについては先日、各企業訪問の中で議会からも文書として上げておりますけれども、その取り付け道路について市の考えを伺いたいと思います。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

このことにつきましては、何年も前に話を聞かせていただいております。また、県道でございますので、県と打ち合わせをし進めているところでございますので、理解をしているつもりでございますのでお願いいたします。

○4番（洞口和彦）

ぜひ、企業の期待に応えるような努力をしていただきたいと思います。では、時間の関係で次の質問に移らせていただきます。

飛騨市が山林購入に対して、損害賠償を求めていた裁判訴訟の判決に対して、平成25年1月29日の判決に対して控訴を行わないことを決定されまして、飛騨市の敗訴が確定いたしました。私は、常日頃から市が原告となるような裁判闘争は、市に対する暗

いイメージを与え信頼関係が崩れ、たとえ勝訴してもメリットは少ないと考え、誠意と責任を持って話し合いを重ねながら問題解決に努めてほしい、そのように申し上げてきました。それゆえに、この決断は私にとっても、市民にとっても大変良かったと思っております。今後もこのような対応を願い、判決内容を確認し、この裁判を総括する意味での簡単な質問をさせていただきたいと思っております。

まず一つ目は、判決に対する考え方についてでございます。平成19年3月、前市長が戸市の山林を購入した件について、所有者が15名も共有する山林であり、共有者の承諾がなければ植林も伐採もできない山林を1,762万700円で購入した。この目的が、水源涵養林として水量を確保するため、もう一つは産業廃棄物最終処分場の建設がなされる可能性があるかと懸念されたための2点を挙げているが、それを裏付けるものがない。さらに、購入方法が市長の裁量権を逸脱している。本件土地は何ら利用価値がないとして、購入価格同額の損害を市が生じたとして損害賠償請求を起こされたものでございます。

しかし、第三者の裁判所の判決は、25年1月29日に言い渡されました。その判決主文は、1、原告の請求を棄却する、2、訴訟費用は、原告の負担とするというものでございました。第三者裁判所の争点に対する判断は、一つ目の山林等購入理由の違法性について、これについては市の主張した会社の救済という目的までは認められず、かえって水量確保と産業廃棄物最終処分場対策という理由の存在を認めることができ、市の主張は採用できない。したがって、市長としての裁量権の逸脱も乱用も認められないというものでございました。

また、二つ目の主張の山林等の購入手続きの違法性については三つございまして、土地開発基金を用いたことが違法だということでございましたけれども、この件につきましては山林購入には正当な理由が認められるから、土地開発基金条例の目的に反しない、公開される議会に諮ることを避け、土地開発基金を用いたことについては合理性が認められるという判断でございました。二つ目の価格の合理性については、井上市長になってからの平成24年2月に購入されました、宮川村種蔵の山林単価と比較しても合理性がないとまでは言えないという判断でございました。それから三つ目の、飛騨市行政組織規程違反についてという項目については、市民環境部が山林等購入を担当することが、必ずしも同規則に違反するとはいえない。したがって、手続き上も市長としての裁量権の逸脱または乱用した違法は認められないというものでございました。以上の判決に対して、市長はどのような思いなのでしょう。お伺いしたいと思います。

2番目に、総務部長や山林を担当された農林部長に伺いたいと思っております。以前、私は飛騨市が前市長を提訴されたことについて、民法の夕方のニュースで特番を組まれて異色で特異なニュースとして報道されていたテレビを見たことがございます。

その中で、市役所職員の質問の中で、今まで一緒に行政に携わってきて補佐すべき立場であったのに、市長に訴訟を起こすことに抵抗や違和感はないのかという質問をされ

ていたと思います。私も同感でございます。

2人の部長にお伺いします。戸市の山林が購入された時の役職は、どのような役職だったのでしょうか。二つ目に、山林購入時には前市長とともに市役所で行政に携わっておられたわけですので、平成23年に裁判訴訟を起こされた時に市の職員としてどのように思われましたか、違和感がなかったのか。そのことについてお伺いしたいと思います。三つ目に、当裁判の担当として、私も傍聴に行きましたけれども、その時に職員とともに傍聴にみえておりました。いろいろな面に対応してきて、今回の市の主張が棄却された判決を受けての感想や、市民に対する思いを伺いたいと思います。

大きい二つ目に、市長は、今度は控訴しないという文面を私たち議員に送られてきました。その中で、主張した事実に触れられていないことや、認識に誤認があると書いてございましたが、どのようなことなのでしょう。また、それらのことは、もっと弁護士に確認したり、裁判では主張されなかったのか伺いたいと思います。

3番目に、訴訟における責任のあり方についてお聞きします。裁判費用は、最初に弁護士費用の着手金として82万5,000円。それから、鑑定費用として89万3,000円。合計171万8,000円が使用されています。今回の敗訴で、訴訟費用や弁護士、裁判費に関してや資料費用等含めて、全部でいくら必要なのかお伺いしたいと思います。また、裁判費用に関しては、市長は常日頃から、市民の皆様よりお預かりした貴重な税金であることは当然理解はしておりますが、第三者機関である裁判所の判断を仰ぐ上で必要なお金であると申されております。そして、飛驒市が損害を被ったことについて黙ってはいられないとも言われています。しかし今回、棄却敗訴です。全ての主張が認められなかったことについて、結果的に市に損害をもたらしたのではないかと考えますが、責任ある対処や市民に対してどのように考えているのか、率直な気持ちを伺いたいと思います。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、戸市山林購入に対する損害賠償請求事件のことにつきまして答弁をさせていただきますと思いますが、答弁につきまして内容が洞口議員の認識と違うかもしれませんので、はじめにお聞きしたいと思います。よろしいでしょうか。

◎議長（天木幸男）

反問は反問で別に扱ってください。

△市長（井上久則）

これを聞いてからではないと、答えが違いますので。お願いします。

◎議長（天木幸男）

それでは、反問のみということで。

△市長（井上久則）

議員に、はじめに確認をさせていただきたいと思いますが。

◎議長（天木幸男）

井上市長、少しお待ちください。井上市長君に対します反問を許可いたします。

△市長（井上久則）

確認をさせていただきたいと思いますが、私はこの訴訟に関しまして弁護士を通じて準備書面をいくつも作りまして、飛驒市としての訴えをやってまいりました。洞口議員は、その準備書面を情報公開等で見ていただいて熟知して、この判決文を読んでの質問なのか。その準備書面は見ておらずに、判決文だけの質問なのか。それによって私の回答が大きく変わってくると思いますので、その辺の確認だけ、はじめにさせていただきたいと思います。

〔市長 井上久則 着席〕

○4番（洞口和彦）

お答えいたします。私の質問は、先日25年1月29日の判決文、これに基づいて質問させていただいています。

◎議長（天木幸男）

市長、井上久則君。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、私達の方の準備書面、訴えたことを熟知していないということでございますので、少しくどくなりますけれども丁寧にお答えさせていただきますのでお願いいたします。

まず、私の思いでございますけれども、先般公表させていただいたとおりでございます。判決には、市が主張した事実に触れていないことや誤認があり、内容には不満が残るものの、一審とはいえ、司法の判断が下された以上は、私に対して更なる事実の追求を求めた飛驒市議会可燃ごみ処理問題調査特別委員会の報告、これにつきましては平成23年3月25日付でございます。住民監査請求に伴います監査結果、このことにつきましては平成23年5月2日付でございます。これに対する1つの答えとなったと考えるということでございます。今でもこのような土地購入は許されるべきではないと考えており、このことを教訓に新たな要綱を制定し、再びこのようなことが起きないように対応してきたが、裁判を継続するよりも、飛驒市の更なる政策課題に取り組むことこそが、市民の負託に応えることと判断したとコメントしたとおりでございます。

2番目の誤認でございますけれども、私の方で準備書面で訴えてきたことでございます。まず判決で触れていない点について説明をいたします。問題となった、ルートロックの建設計画予定地には、市有地があります。ご存知のとおりかと思えます。したがって、土地所有者である飛驒市が同意をしなければ、この計画は実現しなかったので

あります。建設計画を理由に隣接地を購入した説明には理由がない点であります。そもそも、ルートロックが建設計画を示した際に、地元は大騒ぎとなりましたが、よく考えてみれば、計画地に飛騨市の土地がある以上、御嵩町の例を見るまでもなく、計画は実現しなかったのであります。

次に、事実誤認と考えている点を説明いたします。産業廃棄物最終処分場の許可は、事前協議が必要であるが、その中で、土地所有者である飛騨市の同意書、関係自治会の同意書が必要でございます。市町村長の意見照会で不同意の回答をすれば、処分場問題は解決できたものに対し、それらについて退けられている点でございます。

2点目、大正11年の時点で他に14名の共有者が存する共有林について、しかもそれ以降登記が動いていないものについて、相続等が非常に困難であるにもかかわらず、将来的に産業廃棄物処理業者が14名の相続手続きを完了させ、取得することも不可能とまでは言えないと退けられている点でございます。

3点目、市長は、保安林解除に対する不同意および異議の意見書を提出できるので、そこで処分場建設は阻止できるとしたものに対し、保安林の解除といっても進入路とする道路の拡幅、延長部分に限定された一部の範囲であると断言し、産業廃棄物最終処分場建設に対する不同意については触れないで、これらに対する市長の不同意・異議の意見も正当な理由を持って述べられるとは限らないと退けられている点。

4点目、当時環境衛生課長が議会のごみ処理問題調査委員会で、一企業を援助した旨の発言について、確実な根拠ある発言とは言えないと退けられている点。

5点目、議会の議決を要しない土地開発基金を使ったことは裁量権を逸脱または濫用していることに対して、既に終結しているルートロックの開発計画がまだ存在しているとして、会社より先ずるため秘密裏に動く必要があったため、公開される議会に諮ることを避け、土地開発基金を用いることに合理性を認められると退けられている点。

6点目、価格の合理性については、鑑定評価をすることもなく土地購入したことに対し、鑑定評価を重視すべきものではなく、評価額が1.4倍でも妥当性を欠くとは言えないと述べている点。このようなことが認められるのであれば、土地の購入について鑑定も行わず、市場価格よりも相当高く購入しても、市長の権限であるとして認められてしまう点。

7点目、ルートロックの建設計画予定地には唯一の作業路があり、この作業路からの進入を阻止することが、山林購入の目的の一つであると述べられていることについて、作業路は林道と異なり一般の道路として供用されるものではない点。

これら疑念の点については、弁護士との随時の打ち合わせにより確認を行っており、裁判時においても主張をいたしたところでございます。しかしながら、裁判所の判決では裁量権の範囲ということで判断がなされており、本市としても疑義が残っているところでございます。

敗訴における責任のあり方についてでございます。今回の訴訟費用は議員の説明のと

おり、弁護士費用73万5,000円、訴訟に対する印紙代等9万円、不動産鑑定費用が89万2,500円の計171万7,500円であります。通常では、今後これ以上の支出はないと考えております。

次に、敗訴における責任ある対処についての質問でございますが、地方自治法243条の2、職員の賠償責任として、故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより損害を与えたときは、職員は市に対して損害賠償をしなければならないと規定していることからすれば、私は市長として、市民の税金で不要な土地を評価額より高い価格で購入したことに対して、損害賠償を求めたことは当然のことであると思っております。また、議会特別委員会の報告や監査意見書も同様の趣旨であったと理解しております。判決は、そのことも含めて市長の裁量権であると判断されましたが、議会に提案し、議会の議決を頂いた上で法にのっとり進めさせていただきましたので、手続きにも誤りはないと思っておりますのでございます。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（天木幸男）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 石腰豊 登壇〕

□農林部長（石腰豊）

それでは、私から総務部、農林部総括して回答をさせていただきます。

まず1点目でございますが、当時の役職ということでございます。総務部長につきましては、購入時の平成19年3月は総務部税務課長でございます。同じく農林部長につきましては、基盤整備部管理課長補佐でございます。

2点目のご質問でございますが、地方公務員法第32条「職員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」と明記されております。したがって、職員といたしまして職務を通常に行ったものでございます。個人的な意見、意向につきましては、差し控えさせていただきますのでよろしく願いいたします。

〔農林部長 石腰豊 着席〕

○4番（洞口和彦）

ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

最初に、私は総務課長にもお聞きしたのですが代弁という形で言われましたけれども、総務課長それでよろしいのですかということが1点。それから、私は裁判資料を頂いたのですが、見てもらうと分かるように、このように85カ所という黒塗りなのです。この裁判の争いの争点の一つには、一企業に対していろんな意味での物差しの、一企業を救うためのものではなかったのかという訴えもございます。ここでは一企業ということ、これだけ黒塗りをしてあると分かりません、私には。私だけ分からないのかどう

か知りませんが。この黒塗りをされたのは農林部長でしょうか。それとも誰かの指示でやられたのでしょうかお聞きします。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。どなたに答弁を求めているのですか。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

私は当時、平成19年3月頃ですか、先ほど石腰部長が言いましたように総務部税務課長でした。19年4月からは市民環境部の環境衛生課長をしました。その後、環境水道部の部長をしていました。特に、私が在職している時に、ごみ処理特別委員会が開催されました。議会から時系列で出せということで、その辺は調べて出しました。さらに、この戸市の問題につきましても、時系列で調べて出せという議会からの要請がございまして、私たちは調べました。

私は、市長がこの問題に控訴はしないということで、私は個人的には良かったと思っています。しかし、残念なのは今回議会におきまして、私達にこの質問をされたことが非常に私は残念だと思っています。その意味で私は、石腰部長が言いましたけれども二つだけ事務方としての意見を述べさせていただきます。私は事務方としますと、市長の裁量権につきましては司法が出した判決ですから、とやかく言う気はありません。ただ、事務方といたしますと、この計画地の中に、先ほど市長も言われましたように市有地が含まれています。計画地の中に。それもほぼ市有地はその中心にあります。計画地の中に。普通、事務方ですと計画地に市有地がある場合に当然、市は同意する気もありませんので、その辺は市長に対して進言するべきだと私は考えております。それともう一つ、共有地につきましても私達事務方にしますと、目的がある場合には、どうしても得なければならない土地がある時には苦渋の決断で進むこともありますけれども、影響があるというものに対しては、なかなか買収には向かいません。特に今回の場合、共有者1人だけに買収の話を持ちかけたただけであって、あとの共有者には全然持ちかけた形跡がございません。そんな中で私が思いますのは、事務屋としては本当にお粗末な点が、その当時の事務屋に対してはお粗末な点があったのではないかとこのことを思っております。くどいようですが、私はこの問題はうちの市長が控訴をやめたということで、くどいようですが私は良かったと思っています。それを今回このような場で、私たち部長に質問されることがいかなものかというのが私の率直な気持ちです。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

□総務部長（小倉孝文）

お答えいたします。今の判決文について、農林部から行政係へ回ってきました。これは、調査書ということで私達の方へ来ました。それで、ある議員もこれを情報公開で来ております。この訴訟を出してほしいということで、両方の平等性を図る意味で黒塗りをして出しました。以上でございます。

○4番（洞口和彦）

今、いろんな方から率直な気持ちとして、私は率直な気持ちを聞きたいということで聞いたわけですから、それが率直な気持ちだろうと思います。

しかし今言われたようなことは、裁判の中で主張されたことですね。それらを全て含めて、第三者の裁判官は違法ではなかったと判決をしたのですよね。それを受けてどう思っているのかということ、私はお聞きしているのです。この裁判について、それも一つには率直な意見でございますけれども、そういう点をぜひもう一度かみしめていただきたいと思います。それから、戸市の今の山林については、下流には過去大きな災害のあった戸市川や太江川、宮川につながっています。また、農地の水源にもなっています。この山林が水源涵養林とは認められず、24年2月に購入された宮川町種蔵の山林は、これはもう地上権が設定されているという、保安林が設定されている山でございますけれども、ここを買われております。これは、地域資源保全として購入されています。この二つの山ですが、どのような違いがあったのかということをお伺いしたいと思います。

△市長（井上久則）

洞口議員、宮川の現場とこの戸市の現場の山を見られたのでしょうか。見れば一目瞭然、分かると思います。宮川は森林がしっかり確保されておりまして、まさに水源涵養林として十分な現場でございますし、この戸市の山につきましては丸坊主でございました。今は年数がたっておりますので雑木が生えてきておりますけれども、伐採をして丸坊主にして、水源涵養林とは誰が見ても思えないような山ということが一目瞭然分かったと思います。その辺も含めての質問であれば、そういった答えになろうかと思います。

○4番（洞口和彦）

私は先ほど言いましたように、この書類について読んだ関係で質問させていただいていますので、この中で裁判官は、この山も木がなかったかということで判断されたということでございますけれども、どちらかといえば前に市長が申されているようなことの方が、正当性があるというふうに書いてございます、この中で。それで質問をさせていただいたということでございますので、何とぞ誤解のないようによろしく願います。

では、ここに一つの新聞記事がございます。上に。

（「資料提示の許可はしたのか」との声あり。）

○4番（洞口和彦）

では、提示しませんので。ある新聞の記事の中で、山林購入訴訟について飛騨市敗訴確定の記事が出ていますし、上にはカラーでお隣の高根町のキャンドルナイトの記事が出ています。暖かい光の中で平和な気持ちになるという、そんな楽しそうなお話が載っていました。まさに好対照な記事でございます。

最後に、26日の起し太鼓会館の土地の損害賠償請求でも飛騨市の主張が認められず、棄却判決となりました。まさに第三者の声は、はっきりしています。何とか控訴せずに、

飛驒市の課題に取り組むことが市民の負託に応えることと思いますが、今後の展望についてお伺いします。

◎議長（天木幸男）

洞口議員に申し上げますが、この件につきましては通告外でございますので、また次回の時にもし必要でしたらやっていただきたいと思います。通告をしていないものから、答弁の方も大変だろうと思いますが、よろしいですか。

○4番（洞口和彦）

はい、分かりました。

私はやはり、何としても大きな課題を抱えておりますので争い事は避けて、今後は初心に帰り、みんなが仲良くできる、そんな形で飛驒市の躍進につなげていただきたい。そんな形から、この質問をさせていただいたことを付け加え私の質問を終わります。以上です。

〔4番 洞口和彦 着席〕

#### ◆休憩

◎議長（天木幸男）

それでは、ここで暫時休憩をいたします。10分間、2時50分まで。

（ 休憩 午後2時37分 再開 午後2時50分 ）

#### ◆再開

◎議長（天木幸男）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。市長、井上久則君。

△市長（井上久則）

この議会運営についてでございますけれども、議長に申し入れをしたいと思えます。先ほど洞口議員から私に対して質問がございまして、そのことについて私が答えたこと、そしてそのことに対して部下に個人的な意見を尋ねることについては、この場は個人的な意見を述べる場所ではないということ。そして、私が決断したことに対して、部下にそれをどう思うかなどということ聞く場でもないということでございますので、今後こういったことのないように。これは部下も大変困ると思えます。こういったことがないように申し入れをさせていただきたいと思えます。

◎議長（天木幸男）

ただ今の件につきましては、議会運営委員会へお諮りいたします。

次に7番、福田武彦君。

〔7番 福田武彦 登壇〕

○7番（福田武彦）

議長のお許しをいただきましたので、私は1問についてのみ質問をさせていただきたいと思っております。「市民の未来につながる」第二次政策総点検の総括と予算への反映についてでございます。このことにつきましては、12月議会でも質問をしたわけでございますが、12月においてはまだ政策総点検が途中であるということでありましたので、再度このことを踏まえて、25年度予算への反映についても質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目に、第二次政策総点検の総括についてであります。先般、平成25年度予算議案とともに、井上市政一期目の4年間を検証された飛騨市第二次政策総点検の総括をご提示いただきました。

冒頭の市長のご挨拶の中では、「行政における過去の点検は、市民には未来につながると考えている」との記述があり、私もまさに総点検の意義はそこにあると考えております。同様に、その実施の意義を次のように示されておられます。

「第一次総点検は、「市民生活本位の財政への転換」、「市民との信頼関係の再構築」、「市民ニーズに合った事業への転換」、「職員の意識改革」を目的とし、その結果、文化・観光施設の新設や、各種イベントなどへの積極投資を、医療・福祉・教育・環境などの市民生活重視型へと転換する契機となった。反面、自身の4年間の取組みについても全てが正しいとは限らないことが事実で、市民ニーズに合わせて改めるべきは改め、伸ばすところは伸ばすために実施した」とあります。

前回の私の一般質問においては、第9回までの市民会議の結果であることを前提に、その成果について、第一に人口減少と少子化対策に有効な事業が見つかっていないこと、第二に地域・組織・産業の活性化にテコ入れが必要なこと、第三にシルバー世代の生きがいと自立を促す仕組みづくりを、今後の市政の方向性として見出したとのご答弁をいただいております。

改めて、今般中間報告の位置づけで総括としてまとめられた総点検結果から、井上市政の取り組みについての成果から、効果のあった点ならびに反省点を、特に反省点については具体的に何が不足していたのか、あるいは誤っていたのかをお答え願います。

次に2番目、25年度予算への反映についてであります。政策総点検の結果を踏まえた平成25年度予算への反映状況をお伺いします。

先ほど申し上げました前回の市長のご答弁どおり、「人口減少・少子化対策」、「地域・組織・産業の活性化」、「シルバー世代の生きがいと自立」の3点を、平成25年度の政策方針に定められ、予算編成がなされております。

いずれの政策方針も当市の最重要課題であると認識しておりますが、私は、その実現には、まずは地域の産業がしっかりと安定しなければ、それらの課題を克服しえないと考えており、特に当市の重要な産業に位置づけられる農業と観光の将来展望については、国のTPP交渉への参加の是非を含め、非常に危惧しているところです。

人口減少から、学校や保育園、郵便局や農協その他の小売店などが統廃合となり、集落の中心から核がなくなることで集落がますます弱体化していく上、雇用状況等から若者が地域から離れてしまえば、おのずと集落から子供達の声もなくなり、少子高齢化、人口減少にさらに拍車がかかる状況となっています。今後も市民が住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、私は、まず地域に活力を生み出すさまざまな産業が活性化していくことが最も重要であり、ひいては、少子高齢化、人口減少の克服、シルバー世代の自立にも結び付くものと考えております。

国も、経済の再生を最大かつ喫緊の課題と捉え、安倍総理はその所信表明の中で、「中小企業・小規模事業者が躍動し、農山漁村の豊かな資源が成長の糧となる、地域の魅力があふれる社会。そうした「あるべき社会像」を、確かな成長戦略に結び付けることによって、「強い経済」を取り戻していく」と示し、現在、補正予算を含めた積極的な25年度予算案が国会において審議されており、公共投資も増えていくことが見込まれております。

健全財政の維持は必要ですが、総点検総括からも、当市の喫緊の課題に対しては明確な進展はないのが現状であり、予算付けにおいてもある程度これまで以上に積極的な姿勢が必要な時期にあるのではないのでしょうか。そこで、今後の農業と観光に係る産業活性化の取り組みについてお伺いします。

まず農業分野として、1点目に、新たに取組まれようとしておられます農業支援センターの設立について、その必要性や設立の目的、組織、事業および取組目標等について少し具体的にお聞かせください。2点目に、私は以前にも農業分野でのシルバー世代の活用についてご質問させていただきました。シルバー世代の生きがいの創出に農業は大きく寄与すると考えております。小規模な菜園の収穫物であっても、それらを取りまとめられることができれば一つの産業となり得、無農薬や、加工のひと手間をかけるなどによって、趣味の菜園から、ブランド化、産業化することによって一定の収入も見込まれ、更には地産地消の拡大にも寄与していくと考えております。また、現在積極的に取り組んでおられます薬草事業についても、シルバー世代を活用することによっての産業化の可能性も検討されるべきではないのでしょうか。そのようなシルバー世代による農業振興については、いかにお考えかをお伺いします。

次に観光分野の活性化策についてお伺いします。1点目に当市の観光の現状認識であります。近隣は一大観光地の高山市と世界遺産の白川村であり、両市村と共同しての誘客事業などに取組まれてはいますが、市街地を歩けば日々のその入込客数の違いは歴然であります。また、中部北陸地域で中華圏からのインバウンド戦略として取り組む昇龍道プロジェクトにおいても、当市は両市村に埋没する形となるのは明らかで、これらの状況から、単に両市村と共同しての事業展開のみならず、今後は飛騨市独自の取り組みが観光の成否を決すると考えておりますが、この点についていかがお考えでしょうか。

2点目に、インバウンド戦略の推進を予算に反映されておられるようですが、その事

業の内容と目標を具体的にご説明願います。

最後に、農業あるいは観光においてもトップセールスは非常に重要です。近隣の高山市長さんのスケジュールはホームページにおいて公開されておりますが、その訪問先からはトップセールスに関する出張であると推測されるものは、国内外を含め相当数ございます。また、海外事務所へ職員を派遣するなど、海外に対する積極姿勢が随所に表れておりますが、このような取り組みに対しどのような評価をなされ、あるいは当市として海外に対してどのようなアクションを起こしていくのか、農業と観光分野を含め少し具体的にお答え願います。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、福田議員の質問にお答えさせていただきます。私から第二次政策総点検の総括についてお答えさせていただきます。農業分野、観光分野につきましては、それぞれの部長がお答えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、第二次政策総点検の総括についてでございます。私が市長就任以来一貫して取り組んでいることは、10年後20年後の将来にわたって子供からお年寄りまでみんなが安心して暮らせる飛騨市を持続させるため、それまでの政策を市民生活重視の政策へと転換し、市民目線に沿ったきめ細やかな施策を展開しているところでございます。

結果、市民会議委員の意見として「子育て関連施策は他の自治体よりサービスが手厚い」と総括されたことは、特に福祉と教育の各事業に注力した結果でございまして、この評価は成果であると認識しております。

一方、予測を上回る人口減少に加え、リーマンショックや東日本大震災、円高と日中関係の悪化などの外的要因や観光客の観光目的の多様化、また各地での町並み整備の進行によるライバルの出現などにより、商工業の振興と観光について市の取り組みだけでは不十分であったことは反省すべき点であります。

また、子育て支援策の充実と、雇用を確保する労働政策や市民生活を支える産業振興など、行政全体の施策を複合的に展開することが人口減少に歯止めをかけるものであることは言うまでもありませんが、結果として少子化や人口減少に歯止めがかからず、十分な成果となっていないことも事実でございます。

そこで、これらの反省に立ち、課題解決に向けた3つの政策方針を掲げ、今後の考え方と推進手段を示すことで今回の政策総点検を総括いたします。まず、人口減少・少子化対策では、地域活性化連携本部会議による取り組みの実効性を図るため、テーマを絞った小グループによる協議を行い、関係するデータの徹底調査と事務局機能の強化を実施し、人口減少対策の実施計画を策定して目標設定を行いたいと思います。特に、データ分析と協議に際しては、市役所内部だけでの議論にとどめるのではなく、テーマに沿

った専門家を依頼するなど、幅広い知見からの分析と意見を聴取しながら施策に反映してまいります。

次に、地域・組織・産業の活性化では、外部人材を積極的に登用して、従来の固定観念に縛られない視点でもって、観光振興、地域振興、特産振興を図ってまいります。具体的には、地域交流コーディネーターの採用やネットショップによって販路開拓に精通した人材を登用していきたいと思っております。組織と産業の活性化でも、農業支援センターの設置とまちづくり協議会との連携で新たな事業展開を図ってまいります。

3点目に、シルバー世代の生きがいと自立では、自らが進んで参加する能動的な取り組みができる人材の自覚を促し、豊富な経験を活かし社会や地域の役割を積極的に担っていただく健康シルバー世代を増やす仕掛けを積極的に作ってまいります。長寿を楽しみながら健康な高齢の方々が、支えられる側から支える側に回る飛騨市の仕組みづくりが先進事例となるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

なお、余談でございますけれども、先般、山下議員から質問をいただきました私のスケジュールのホームページ公開でございますが、試験的に今日からホームページの市長の部屋をクリックしていただきますと、私のスケジュールが見れるようになっておりますので、本格運用は4月ということでございますけれども、今も見えますので付け加えさせていただきます。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（天木幸男）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 石腰豊 登壇〕

□農林部長（石腰豊）

それでは、農林部関係のご質問についてお答えさせていただきます。農業分野の1点目、農業支援センターの設立についてお答えさせていただきます。

まず、飛騨市の農家数は、平成22年の農林業センサスでは1,876戸と、平成2年からの20年間で28.8%減少しまして、そのうち専業農家はわずか115戸となっております。

また、基幹的農業従事者960人のうち60歳未満の人数は131人、うち30歳未満の人数はわずかに5人しかいない状況でございます。5年後、10年後を見据え、意欲ある多様な担い手の確保が必要でございます。更には、経営規模の小さい自給的農家や副業的農家の割合が高く、高齢化に伴う離農者の増加が懸念される中、地域営農組織の育成や主業農家の基盤強化を図り、効率的な農業を進める必要があると考えております。そのため、農業に関する一貫したサポート体制の整備が必要であるとの考えに基づき、農林部内に農業支援センターを設立いたします。

そこでは、現場主義に徹し、既存の農業者はもとより、新規就農者、農業後継者、定年帰農者、企業の農業参入や集落営農組織、あらゆる形態での農業を支援とし、就農計

画の作成支援、農地取得手続きに対する支援、補助制度・資金制度の情報提供、技術・営農の指導やアドバイス、地域農業をけん引する先進的な取り組みに対する支援、農地集積の支援などトータルで支援したいと考えております。

また、付属機関としまして、今議会に提案させていただいております、農業および農村振興の総合的かつ効果的な推進に関する事項を調査し、審議するため飛騨市農業支援協議会を設立し、有識者の意見を拝聴しながら、施策の立案と合意形成、評価を行いたいと考えております。

支援協議会の構成員としては、飛騨市、農業委員会、飛騨農林事務所、飛騨農業協同組合、生産者組織等農業者の代表などの方々に参画していただきたいと考えております。

次に、2点目の農業分野でのシルバー世代の活用についてお答えいたします。多様な担い手としての定年帰農者も、農業振興には重要な役割を担っていただけるものと考えております。現に、定年後にハウスでのハウレン草栽培やトマト栽培、露地でのキュウリ栽培など、販売を目的に取り組んでみえる方がおみえです。今後も定年後に生業として農業に取り組まれる方につきましては、積極的に支援を行いたいと考えております。

また、これまで地域の農地を守るための活動を行っていただいている、営農組合の運営を専業農家主体にお願いしていたため、本業の農業に悪い影響を与えておりましたが、これからはシルバー世代に担っていただき、専業農家には本業に専念をしていただく、このような体制にしたいとも考えております。

生きがい対策として農業を行われるシルバー世代の方につきましては、多くの方に取り組んでいただきたいと思っております。

三寺めぐり朝市、神岡朝市クラブ、市内各地域で野菜の直売所等を運営され、市内外から好評をいただいている団体がございます。新規の加入者を広く募集されておりますので、これらの団体に加入していただく方法もあろうかと思っております。市といたしましても、個別に相談を受けさせていただきますのでご理解のほどお願いいたします。

〔農林部長 石腰豊 着席〕

◎議長（天木幸男）

続いて答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 沖村三千一 登壇〕

□企画商工観光部長（沖村三千一）

それでは、産業活性化にかかる25年度予算への反映についての観光分野であります、1点目の当市の観光の現状認識についてお答えいたします。

平成24年の観光客入込数は100万人台を回復し、宿泊客も10万2,000人と、前年より12%増えております。このことは震災による観光需要の落ち込みからの回復や、ぎふ清流国体開催が要因と考えられます。しかし、平成22年度実績には達しておらず、減少傾向に歯止めがかかっていないと理解しております。

県内の市町村を見てみますと、町並みが整備されてきておりまして驚くことが多くご

ざいます。宗祇水と郡上の町並み、うだつと和紙の美濃市の町並み、岐阜市川原町の町並み整備、各務ヶ原市鶉沼宿の町並み整備などライバルの出現でございます。こうしたことから、観光客の減少は、PRの不足だけではなく、同一の観光資源を持った競合相手の出現を軽視し、景気など外的要因に説明を求め、適切な市場調査を行ってこなかったことに根本的な問題があると認識しております。これからの観光戦略は、この問題を理解し、どのように克服していくのが課題でございます。

幸い、飛騨市には、岐阜の宝ものに認定された天生県立自然公園や、明日の宝ものに認定されました種蔵の棚田と板倉など、まだ十分に活用されていない資源がたくさんございます。また、体験型観光資源は数え切れないほどございます。今後は、これらの資源をいかに有効に、しかも有機的につなぐかが勝負であると考えております。また、昨年策定しました観光ビジョンに、活用し、守り育てるべき飛騨市のブランドとして「飛騨びと」、「営み」、「自然」を掲げたのはこうした理由からでございます。

昨年発足した、まちづくり協議会の交流促進部会は、既に体験プログラム造成、着地型観光商品の提案など検討されているところでございます。また、市の単独事業として新年度は、「飛騨びと」とつながる学びのプログラムの推進事業を予定していますが、これらの活動はこのような趣旨で行うものでございます。

もちろん、町並み整備は観光の基本であることに間違いありませんので、古川の町並みの再整備だけではなく、神岡、河合、宮川についても、それぞれの地域の方々が自らの地域をどのように整備し、守り育てていくのかを考える機会を設けたいと思います。

観光分野 2 点目のインバウンド戦略であります、外国人観光客の受け入れについてお答えいたします。

これまでの外国人観光客の受け入れについても、戦略上の誤りがあったと思っております。それは、外国人観光客に対して十分なサービスが提供できていないことであります。観光メニュー、ガイド、宿泊施設などいずれも十分な調査研究がなされないまま、安易な誘客事業を行っていました。

そこで、新年度予算では、飛騨市外国人旅行者開拓支援事業補助金を創設し、海外での観光展や旅行博、旅行商談会に参加する費用のうち出展料や旅費などの経費に対しまして 30 万円を上限として、2 分の 1 以内を補助したいと考えております。現在でも、台湾などで開催される同様商談会には企業の独自資金で参加されておられますが、補助金制度を活用することによりまして、より多くの誘客につなげていただくことを目的としています。また、こうした商談を行うことによって、それぞれの観光業者に何が不足し、何に不満があるのかを知ることができます。

当市に宿泊される外国人観光客の 7 割は中華圏からのお客様で、特に台湾、香港、中国の方が大多数を占めております。今年度、株式会社季古里様のご厚意で市役所前案内所に中国語通訳士を派遣いただき、観光案内をしていただきましたが、大変好評でございました。

そこで、新年度は観光案内のほかに、中華圏の旅行者を迎えるための中国語講座や、宿泊施設でのおもてなしノウハウの伝授など、より実践的な分野も指導いただくような委託事業も組み入れさせていただきました。

インバウンドは、国の情勢や経済状況により安定して推移するものではありませんが、24年度宿泊者数が555人でしたので、3,000人を当面の目標としたいと思っております。

3点目の市長のトップセールスでございます。これまで述べましたように、外国人観光客は受け入れ体制の整備が急務であると思っております。農業についても、牛肉だけではなく何が売れるのか、何を提供できるのか、十分に調査研究する必要がございます。こうした条件を整えば、市長のトップセールスが生きたものになると考えております。以上でございます。

〔企画商工観光部長 沖村三千一 着席〕

○7番（福田武彦）

ありがとうございました。少し伺いたいと思いますが、先ほど市長からの答弁の中で、人口減少に対して小グループを作っていくという中で事務局の強化が出ました。このことにつきましては、具体的に何か機構改革の中で進められるようなことなのか、それともそういう担当、係を作られることなのか。その辺のことを伺いたいと思います。

それと農業関係で、私の同級生あたりによりますと、またしても畑作の野菜作りの話が出て、そこで、作るけれどもどのようにして出していいか分からないし、面倒なことは困るということで、そうかといって捨ててしまうのはもったいない。お金にならなくても、多少小遣い程度でも稼げることができればという中で、かといって朝市に出すということになると生産者の名前を書いて出さなければならないということで、そこまではあまりやりたくないというようなことを聞くわけですが、何かそういう物を持ち寄るような形のことを考えられることができないか。もし今考えていなければ、今後考えてほしいと思いますが、その辺の答弁を聞きたいと思います。

◎議長（天木幸男）

福田議員、一問一答ですので。

では、答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

まず、人口減少少子化対策についてお答えさせていただきます。先ほど市長が答弁で申しましたとおり、平成24年度は部長を中心としました本部会議におきまして、ただ単に少子化とか出産、結婚といったジャンルだけではなくて、例えば教育とか定住、生活環境といった面の中でそれぞれのグループの中で検討会をさせていただきました。しかしながら、結果として少子化に歯止めがかかっていないという反省に立った時に、その中での協議そのものが有効な答えを見出すことができなかったのではなかったかという反省に立ちまして、来年度はもう少しテーマを絞りまして小グループの中で、しかも

その中に専門的な知見を有するような方を招聘いたしまして、それぞれのテーマに沿った会議をしたいと思っております。したがって、この中で事務局機能の強化と申しますのは、そういうことを連絡調整する担当を選任しまして、その職員が準備をし、段取りをする中で、そうした会合が図られるようなことを目指しているものでございます。

職員を増やすということかどうかは別にしましても、こうした担当をしっかりと事務分掌として位置づけたいということでございます。

農林関係につきましては、農林部長から答弁をさせます。

□農林部長（石腰豊）

ただ今のご質問でございます。少し表現は悪いのですが、余った野菜についての扱いというようなことで答弁をさせていただきます。

購入者につきましては、生産者の顔が見えるということが大事でございます。また、近年は安全で安心な野菜ということが絶対条件でございます。今、古川町、神岡町で三寺朝市、朝市クラブということでそれぞれ活動はされてみえますが、その方達もやはり最初はそれなりの苦労がございまして、今の形の形態まで持っていかれたと伺っております。したがって、今ご相談のありました皆様についても、一度そういう所でノウハウ等を勉強していただくのが一番早い手と申しますか、になろうかと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○7番（福田武彦）

ありがとうございます。観光で少しお聞きします。前から、古川町の頃から台湾については非常に力を入れて、観光協会あたりが誘客をされてきたという形があったと思うのですが、今中華、そういうものを含めていろんな所との誘客を図りたいということではなからうかと思うのですが、台湾について今はもうそのような行き来と申しますか、交流は前のような形でやってみえるのか、その辺のことを分かたら教えてください。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（沖村三千一）

ただ今のご質問にお答えいたします。旧古川町時代から台湾との交流がございました。それにつきましては、民間レベルの中でそれぞれ交流は深められていると思っておりますし、一昨年につきましても台湾の方からこちらへ視察にもお見えになっております。また、別の形の中で台湾の新しい方向性といえますか、そちらも出てまいりますので相乗効果の中で今後取り組んでいきたいということをお願いたします。

○7番（福田武彦）

いずれにしましても、やはり市長はトップセールスマンでありますので、至る所で飛驒市を売り込むような形を是非とも、市長ばかりでなく執行部の皆様方には是非ともそういうような形をやっていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

〔7番 福田武彦 着席〕

◆散会

◎議長（天木幸男）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は午前10時からといたします。本日はこれにて散会といたします。

（ 散会 午後3時26分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

天 木 幸 男

飛騨市議会議員（1番）

前 川 文 博

飛騨市議会議員（2番）

中 嶋 国 則